

平成27年第3回美幌町議会定例会会議録

平成27年6月23日 開会

平成27年6月25日 閉会

平成27年 6月24日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

9番	坂田美栄子君
2番	大江道男君
4番	上杉晃央君
10番	吉住博幸君
1番	高橋秀明君

○出席議員

1番	高橋秀明君	2番	大江道男君
3番	新鞍峯雄君	4番	上杉晃央君
5番	稲垣淳一君	6番	戸澤義典君
7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長	10番 吉住博幸君
11番	橋本博之君	12番	中嶋すみ江君
13番	古舘繁夫君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会会長	沖田滋君
農業委員会会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会会長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	染谷良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	広島学君
建設水道部長	矢萩浩君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	谷川明弘君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工観光主幹	小室秀隆君	建設主幹	川原武志君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君

事務連絡室次長 小 南 徹 君
教 育 部 長 高 木 恵 一 君
学校給食主幹 石 田 勇 一 君
町民会館建設主幹 齊 藤 浩 司 君
農業委員会事務局長 西 俊 男 君

教 育 長 平 野 浩 司 君
学校教育主幹 石 澤 憲 君
社会教育主幹 荒 井 紀光子 君
スポーツ振興主幹 大 場 正 規 君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 小 西 守 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 高 崎 利 明 君
議 事 係 長 水 上 修 一 君

次 長 橋 本 美 典 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成27年第3回美幌町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番新鞍峯雄さん、4番上杉晃央さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読につきましては、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、明日以降欠席の旨届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 2点について通告してありますので、一つずつ説明をしながら質問させていただきます。

まず最初に、町長の政治姿勢についてということで、3項目を掲げさせていただきました。

その一つは、子育て支援事業の拡大についてということで、説明をさせていただきます。

我が国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い、確実に少子化が進み、急速な高齢化の進行により、労働者人口の減少、地域社会の活力の低下など、将来の社会経済への影響が懸念されることから、全国での人口減少対策として、この社会の未来を子供に託す、子育て応援の取り組みが自治体の大きなテーマとして取り上げられています。

子育て支援事業の拡大についてですが、美幌町においても次世代の社会を担う子供たちの健やかな成長を願い、子供は地域の宝として、町を挙げて安心して子供を産み、育てられる町とするため、子ども・子育て支援事業計画が策定されたと理解しているところです。現在実施されている内容のほか、新しい支援内容、拡大計画についての考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目です。保育料軽減策について。保育料軽減など子育て支援についてということで、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、新たな子ども・子育て支援制度が、この平成27年度から実施されているところですが、町長の選挙公約にもありました、子育て支援策として出されています保育料軽減について、具体的な考え方がありましたらお示ししていただきたいと思っております。

次、3点目の子供の貧困対策についてです。

子供の貧困対策について、生活が苦しい家庭の子供の教育支援を柱とした、子どもの貧困対策推進法が2014年1月に施行され、8月には政府方針となる大綱が策定されました。厚生労働省によると、1985年に10.9%だった日本の子供の貧困率は、2012年には16.3%と過去最悪、現在6人に1人の子供が貧困とされる水準で生活しており、子供の貧困大国日本とも言われています。生まれ育った環境によって、子供の将来が左右されることのないよう、教育の機会均等などの対策を国や地方自治体の責務で行うことが義務づけられています。町としての対策についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、児童虐待についてです。

児童虐待相談対応件数の推移は全国では年々増加しており、平成25年度は7万人を超え、全道でもここ数年減少傾向にありましたが、平成24年度から増加に転じ、平成25年度は、前年度に比べ378件増加し、過去最多の2,000件を超える相談件数となっています。道警釧路方面本部管内では、ことし1月から6月の上半期、児童虐待が疑われるとして、警察が児童相談所に通告した件数は64件、対象の子供は107件と過去最多ペースとなっています。ほとんどが配偶者暴力の相談で発覚しており、子供がDVを目の当たりにする面前DVによる心理的虐待の認知増にもつながっています。全国において、悲惨な状況に繋がっているケースもありますが、美幌町の現状と対策についての考え方があれば、お示しいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 坂田議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、町長の政治姿勢について。子育て

支援事業の拡大についてであります。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国の示す基本指針に即して、5年を一区切りとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めたものであります。

子育て中の保護者や学識経験者、児童福祉の関係機関などの代表者など、18名による美幌町次世代育成支援推進協議会にお諮りし、平成27年3月に策定されたところであります。

お尋ねの現在実施されている内容のほか、新しい支援内容、拡大計画についての考え方についてですが、まず、策定されたこの計画の着実な推進を図るためには、町の関係部局や関係機関の連携、家庭や企業などの理解と協力、また、住民と行政の相互理解と適切な役割分担が必要であります。そのため、児童福祉のみならず、保健・医療・教育・まちづくり・産業経済など広範囲にわたり、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を進めてまいります。

次に、この計画に対し、毎年度、美幌町次世代育成支援推進協議会を開催し、さまざまな視点からの意見を求めるとともに、計画の進捗状況の点検や評価、社会・経済情勢の変化に応じた事業内容の見直しを行い、あわせて、現在策定を進めている第6期美幌町総合計画や美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定内容を勘案しながら、その中で新支援や拡大計画について協議をしてまいります。

次に、保育料の軽減につきましては、管内の市町村で国の基準どおりの保育料を設定しているところがなかったこと、また、少子化対策や保護者の負担軽減を図るため、平成27年度から子ども・子育て支援新制度の移行にあわせ、保育園保育料の利用者負担額について、従前の国基準から3割程度軽減いたしました。また、多子軽減

対策として、従前は小学校就学前児童の範囲で、最年長の子供から順に2人目は半額、3人目以降は無料としていましたが、その範囲を小学校3年生まで拡大いたしました。今後も、保護者のニーズを捉えながら、子育て支援対策として負担軽減を図ってまいります。

次に、子供の貧困対策についてですが、平成25年6月に子ども貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成26年1月から施行されました。この法律に基づき、内閣総理大臣を会長とする、子どもの貧困対策会議において、子どもの貧困対策大綱が策定され、平成26年8月29日に閣議決定されたところであります。

大綱では、目的・理念として、貧困の世代間連鎖を解消すること。そして、すべての子供たちが夢と希望を持って成長している社会の実現を目指すことを掲げております。

次に、対策の基本方針として、貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮するなど、10の基本方針を掲げております。また、重点政策として重要なものとしたしましては、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など6本の柱で掲げており、約40項目の施策が示されております。

なお、都道府県では大綱を勘案し、貧困対策計画をまとめる努力義務が課せられておりますが、まだ計画策定までに至っていない状況であります。現状の北海道の支援対策といたしましては、生活困窮者自立支援法に基づいた相談事業や生活困窮者である子どもに対しての学習援助を行う事業や、ひとり親等自立支援センターによる支援事業を行っているところであります。町といたしましては、引き続き北海道と連携を図りながら、地域の実情に合った適切な支援制度の研究や情報提供に努めてまいり

ます。

次に、民生行政について。児童虐待についてであります。北海道の資料によると、平成25年度に児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は、全国で7万3,802件、前年度比1.11倍の増加率となっており、全道でも2,089件、前年度比1.22倍と依然として増加傾向にあります。また、相次ぐ児童虐待による死亡事件が発生し、この問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっております。

平成16年の児童福祉法の改正で、地方公共団体は要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や、支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる規定がなされております。

本町においても、平成17年11月に美幌町、児童福祉関係として民生児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、北見児童相談所、NPOマイスペース美幌及び美幌町青少年育成協議会、保健医療関係として美幌医師会及び北見保健所、教育関係として教育委員会を初め校長会、各小中高等学校及び各幼稚園、警察司法関係として美幌警察署を構成員とし、要保護児童対策地域協議会を設置したところであります。

美幌町の現状と対策であります。本町において悲惨な事故につながるような事例はありませんが、児童本人や家族、近隣住民や医療機関、学校、児童福祉施設などからの通告や相談は窓口である民生部児童支援グループになされ、その内容により関係機関による調査を行い、北見児童相談所に報告し、緊急を要する場合は、一時保護または立入調査の判断を行っております。その後、事前に応じて、各関係機関の担当者による要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議を開催し、事案に対する情報交換並びに関係機関の連携の協議を行い、支援方針の確立と役割分担を決定し、児童虐待

防止に努めているところであります。

今後とも、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、育児に関する知識不足や育児そのものへの不安を解消するための取り組みを行うことで、育児の孤立化、育児不安による児童虐待の発生予防を図り、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応を心がけ、子供の保護・支援及び保護者の支援を地域住民や児童相談所など関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 第1回目の答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て支援事業の拡大についての再質問でございますが、御答弁いただきましたように、子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育及び地域子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するために、アンケート調査、関係機関の代表者によって策定されているということは十分認識しているところでございますが、策定された計画の着実な推進を図ることは当然のことと思っております。

次世代育成・支援行動計画の進捗状況を見てみますと、取り組まれている内容については評価できるものと理解しておりますが、さきにも述べましたように、全国では、人口減少対策として支援の取り組みが大きなテーマとして取り上げられていることは間違いありません。特に、これから生まれようとしている子供たちを支援していくことで、若い子育てのお母さんたちが安心して美幌の町で生活していただけるのではないかと考えていくべきだろうと思っております。日本の国民、美幌の町民の中にまだまだ子供を持ちたいという希望は多いと思うのですが、ただ、子育てに

不安を感じている方々も随分いらっしゃるようでございます。支援法の中には、地域の実情に応じた子ども・子育て支援をいうのではなく、保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅での子育てを全て含めて対象事業とする必要もあるのではないかと思います。現在この事業について取り組まれているのか、それとも取り組む必要があるのかについて、先ずはお答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 子供に対する不安ということで、その事業といたしまして、現在も子育て支援、それからいろいろな事業を行っておりますけれども、その中では総合的に考えなければならない部分、例えば、若年者の経済的問題をまず解決しなければならぬことから始まりまして、おっしゃるとおり、婚活であるとか、それから妊娠・出産、ゼロ歳児から未就学、そのような事業、婚活の部分につきましては、町の事業として、例えば、経済部で担当しております婚姻届のときに木製のフォルダーをプレゼントするだとか、縁結びの事業をやっているだとか、そういうことから始まりまして。そして妊娠・出産については、保健師を中心とする各種検診業務、それから相談業務、このようなことも行っております。ゼロ歳児から未就学につきましては、これも多岐にわたりますけれども、教育委員会のブックスタートに始まりまして、育児支援、もちろんその中には乳幼児医療であるだとか、各種検診事業、そのようなことを順番に総合的に進めていく必要があります。いろいろと項目がたくさんありますけれども、今の事業を生かした中で、計画に基づいて推進していくことが、子育てにとってよいのではないかと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただ

いた内容については、十分理解しているつもりです。ただ、今回質問させていただきましたのは、今回四つテーマとして出させていただきましたのですが、どれも子育て支援にかかわる問題だと思っています。少なからず関連性があるということで、今回質問させていただきましたということでございます。

特に、今回申し上げたかったのは、次世代行動計画の中で、今回未実施ということになっているものもあります。その中で必要な部分、絶対これから必要だろうという項目も、未だに実施されていないということで非常に残念なことだと思って、27年度には実施していただけるのかという期待を込めて、今回質問させていただきましたところではありますが、そのことについてはいかがでしょうか。

こちらから申し上げますと、例えば一時預かり事業、延長保育事業、病後児保育事業、休日保育事業、ファミリーサポートセンター事業、まだ他にもありますが、それらの項目はやがてはきちんと実施していくのだろうと思っていますが、そういうせっかく出されている内容については、27年度には取り組んでいただきたいとの思いを込めて、今回回答させていただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 取り組むべき事業で実施されていないものもでございます。ただ、計画書の中にもございますけれども、ニーズ調査でニーズがちょっと低いと、優先順位が低いというもので実施されていないもの、あと、受け入れ先がなく実施されていないものもございます。

病後の預かり事業についても、経費の問題で看護師さんを雇わなければならないだとか、そのようなことがございまして、なかなか難しいという事業もございます。

ただ、計画書に載っておりますので、どのような形で実施できるか、今後検討して

いくことになろうかと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 次世代育成行動計画の後期の評価もありますし、それに基づいて27年から子ども・子育て支援事業にバトンタッチされていくということで、できていないものについては、27年以降5年間の計画を立てておりますので、その中で1回目の答弁をさせていただきましたけれども、着実な推進を図るということをしつかりとやっていきたい。

ただ、その時々を経済情勢や財政状況によってなかなか難しいものについては、改めて計画の見直しをしながら、いつ頃までできるかということをやっていきたくて考えております。

いずれにしろ、切れ目のないような総合的な施策の展開をやっていきたくて、それには相当なエネルギーと財政的な負担も伴うことですので、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今町長からの答弁で、かなり期待ができるのかなと思っていますが、中でも出産直後といいますが、産後3カ月から4カ月は母親の心身両面にわたるサポートが重要な時期に当たるということで、日本ではこうしたサポートが弱く、その結果、母親が子育てに不安を感じたり、孤立する状態が見られるのではないかと。特に、近くに支援者がいない場合が多く、安心して子育てができるような状態がないということで、産後ケアというものを準備していく必要があるのではないかと。ということのお話もさせていただきたいと思えます。

というのは、4カ月から検診はありますが、生まれてすぐのケアというのも一番母親が精神的にダメージを受ける、それから心理的に不安定な時期という意味では、そういうケアというのも必要ではないかと思

いますので、そのことについても考えていただきたいと思います。

それから、きのう中嶋議員さんがおっしゃっていました、言葉はちょっと違いますが、切れ目のないワンストップ相談支援の拠点として美幌町も考えていくべきではないかと思えます。

それから、第3子以降の子供を持つか持たないかについては、子育て・教育に要する費用が大きな影響を与えるということで、第3子以降は無償となるような経済的支援を講じることによって、子供が多い世帯が増えていくのではないかと。例えば、税制面、社会保障制度の措置を検討していく、そういうことも考えられるのではないかと思いますので、そういうことも美幌の町としてできるかできないか。

また、ひとり親の家庭の援助も喫緊の課題であるということは、先ほど部長もおっしゃられておりましたけれど、ひとり親になっても子育てが続けられるような、希望するならば再び結婚し、子供をもつことにチャレンジをできるような支援も考えてもいいのではないかと。なかなか難しいこともあるかもしれないけれど、そういう考え方もあるということをお知らせしたいと思えます。

地域においては、ひとり親家庭のニーズに即応して、相談から各種支援・就業・生活・子育て・教育・経済的支援などまで、包括的に提供できる仕組みを構築することが必要ではないか。また、母子家庭に対して行われてきているさまざまな支援については、必要に応じて父子家庭にも拡大すべきではないか。そういう点について、もしお答えできるものがあったら、お答えしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この子育ての計画でありますけれども、これは次世代育成支援推進協議会の皆さんのさまざまな意見を取り入れた中で、計画を作り上げてきたと

いうことであります。今、議員がおっしゃるように、やはり切れ目なく総合的に、こういった事業を展開していかなければ、なかなか一気に子育て或いは少子化対策には繋がらないのではないかという思いはしております。

ただ、これも一度に、27年に全てを押し上げていくというのは、相当なエネルギーとお金と時間が必要でありますので、この計画期間である5年間の中で、どうできるかということをしっかりやっていく、着実な推進を図ることが極めて重要だと思いますので、総合的ということは、いろいろな事業がこの計画書の中に書き込まれていますので、一遍に全部をやるというのは、一年度でやるというのは難しい話なので、やはり着実な推進、こういう言葉しか今思い浮かびませんが、そういった中で着実な推進を総合的にかつ切れ目なくやっていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 確かに5年の中で全部、全て実行できるというものではないかもしれませんが、ただ、子供は日々成長しています。その中で、少しでも早く取り組めるものについては取り組んでいただきたい。ただ、取り組む内容については、経済的な支援が絶対的に必要になってくるものもあると思うのですが、そのことについても、やはり経済的な支援も含めて、取り組んでいく必要があると思えますので、これからの子育て支援事業にしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

今後の活動に期待をしながら、この質問については終わらせていただきますが、5年間の間に再度質問させていただく場合もあるかもしれませんので、その時にはまたよろしくお願ひしたいと思います。

二つ目の保育料軽減策について、再質問をさせていただきます。

保育料の軽減策につきましては、答弁に

ありましたように、従前の国基準から3割程度の軽減ということで出されておりますが、今、かなりそういう意味では助かる御家庭もふえてきていると思います。ただ、それは一部のところであって、全町的な取り組みになっていないということで、今回質問させていただきたいということで、考え方をお聞かせさせていただきたいと思います。

保育料の設定については、国の示す利用者負担額を限度に、各市町村において定めることとなっておりますということで、利用者負担額は、公私の区別なく統一することとなっております。税投入の公平性の観点から、同じ所得階層であれば国基準に対しての同程度の軽減を行うこととする。所得税階層に対しては他の段階よりも軽減率を高く設定し、より以上の負担軽減を図ることとしているということですが、この制度についても全町の子供を対象にすることはできないのかお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） おっしゃるとおり保育料につきましては7割というか、3割軽減を図りました。それで、平成27年度につきましては、財源の確保ができたので、そのような形から始めさせていただきました。今後はおっしゃるとおり全ての子供たち、幼稚園に通おうが保育所に通おうが、公平に対応できるような形で検討してまいりたいと思っております。

ただ、その場合についても、やはり財源を探した中で対応していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 取り組んでいただけるということについては、これからに期待をしたいと思います。ただ、これも、日々子供が成長しておりますので、一年一年新たに生まれる子供もいますし、卒園していく子供、どんどん小学生高学年になっていくということで、遅くなればなるほど

対応が遅くなるということで、対象にならない子供も段々ふえてきますので、せっかく良い制度ができたということであれば、少しでも早くその子供の対象数が多く受けられるように取り組んでいただきたいと思います。

二つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

次に三つ目の、子供の貧困についてということで、子供の貧困率は、その国の平均的な年収の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子の割合を示しております、子供の教育機会や文化的体験の格差に著しく影響し、子供の成長に大きなマイナスの影響を与えています。大人が一人の世帯の子供の貧困率は54.6%となり、OECDでは平均31.0%、それから比較しますと先進国での最悪の高水準となっております。

ひとり親の約9割を占める母親世帯は増加傾向にありまして、82万世帯を超えています。日本の母子世帯の特徴はワーキングプアが多いこと、新年度の政府予算案も学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進が目立つ程度で、子供の貧困対策に直結する児童扶養手当の拡充や、困窮する保護者の支援の拡充がほとんどないということで問題となっております。

貧困を解消するために、対策法に基づいて独自の行動計画を策定し、達成目標を盛り込んでいる14都府県では、生活保護世帯の児童の高校進学率を95%に、母子家庭の母の常用雇用率を17年度までに60%に、またスクールソーシャルワーカーなどの配置を19年度に全市町村で実施するなどという、目標設定がされている都県がございます。美幌町も、道と連携を図りながら、適切な支援体制の研究に努めたいという御答弁でありましたので、今後に期待をしたいと思います。先ほども何度も言わせていただいておりますが、子供は日々成長しています。この問題は、町としてどのような政策が設定されるかで、安心

して子育てのできるまちとなることを確信しております。独自の行動計画の策定が必要ではないかと考えますが、考え方を聞かせたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今坂田議員がおっしゃったように、私もこの子供の貧困率、子供の貧困ということで今回、初めて一般質問をいただいて、いろいろ調べてみてびっくりしたのですけれども、いわゆるOECDが定義するなかで、日本は先進国の中でも非常に貧困率が高いということでもあります。ただ、私はそれが実感として感じられない部分がありました。子供がそんなに貧困なのか、そういう実感として言葉が適切ではないかもしれませんが、こういう高い率だとは実は思っておりませんでした。

ただ、この貧困率というのは、先ほど坂田議員がおっしゃったように、要するに手取り収入の全体の額の中央をとって、それ以下のものを貧困ということで、総体的な評価というか総体的な貧困率ということで、物がなだとか衣服がない、食べ物がないという絶対的な貧困の層とはちょっと趣旨が違うということでもあります。

それで、国は早くも法律をつくって、内閣総理大臣を会長とする貧困対策会議で大綱までつくって、都道府県に努力義務を課したということでもありますので、まずは国が何かの対策をしっかり打つことが極めて重要だと私は思っております。その上で、国がしっかり方針を立てたのであれば、それなりの財政措置もとる、道もとる、そして町もそれに呼応するように、三者で、あるいは四者、五者でもいいのですけれども、そういう形でやらないと、この貧困問題というのは町村だけでは解決できないと思っておりますので、私はこれからも地域からこの声を上げていかないと、貧困だけが先行して、それは全て町村の責任で何かをしなさいというのは、ちょっと国も身勝手だと思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今町長の言われていることは、私も十分承知いたしております。というのは、私も貧困については関心を持っていたので、いろいろ調べてみましたところ、やはり国は無責任だなというようには思っています。

ただ、幾ら国が無責任だからといって放っておくわけにはいかないというのが自治体ではないかと思えます。だから、国にやはりそういう制度、財政含めてきちんと整理してほしいというのは、もちろん声を上げていただかなければいけないことだと考えておりますので、それはぜひやっていただきたい、道にもそういうことを声を上げていただきたい。

ですが、やはり地元では、そういう子供たちのためには、対策として現実にやっていかなければいけない問題だろうと思っています。時々テレビでこういう貧困問題も流れておりますし、それから、実際に話を聞いている中では、高校の授業料の滞納もふえてきているというのが現実にある話なのです。そういうところからすると、私たちと全く無関係ではないというふうに思っていますので、その辺のことも含めて、自治体では、今、国の制度、道の制度もありますが、自治体でもそういう取り組みをしていかなければならないだろうと私は考えております。それによって、民間でも今少しずつ力を貸していただいている状況にもありますので、例えば子供たちの学習支援ですとか、給食の栄養状態とか、そういうものもいろいろな町では、子供たちに給食のサービスを提供したり、ソーシャルワーカーを各自自治体で準備したり、大学生や高校生が小学生・中学生の学習支援とか、そういういろいろな取り組みが地域の民間の中でもやられてきているのは現実としてありますので、そういうところも含めて、町としても何らかの方策をとっていかなければ

ばいけないのではないかと考えています。

その辺のことも踏まえた中で、事業展開をしていただきたいと思います、それに対して考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、決して責任放棄という話ではなくて、この貧困率について、あるいは貧困については、全国でこういったことが起きていると思いますので、そういう全国で起きていることのセーフティネットを誰がやるかということです。多分これを地方自治体だけでやっていくと、財政格差が貧困格差になって、貧困格差が教育であるとか医療であるとか福祉であるとか、そういう貧困の差がそういう格差につながるといいますので、町はもちろん道・町村とタイアップでやれというなら、我々もしっかりやりたいと思います。現実的に1回目、2回目の御質問にありましたけれども、なかなかこの財政的なことを言うと厳しい話になるのですが、教育であるとか子供の福祉であるとか、そういうことにかけているお金は、美幌町は約11億円弱です。一般会計の1割を出しているわけです。それだけで済むとは思っていませんが、そういった状況も理解をしていただいて国に声を上げていく。その中で貧困対策をどうするかということは、町村も一緒になってやるという方向性が私は一番いいのではないかと。町村だけでやればいいということになると、本当にさらなる格差が出てくるといいますので、ここはしっかりセーフティネットとして国に考えていただく、そのことを引き続きといえますか、今回初めて質問をいただきましたので、地方からも声を上げていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、町長が答弁

されたとおりで思っています。

国からきちんとした政策が出されて、それに基づいて道・地方自治体と順序立てていかなければならない問題ではあるのですが、やはり現実、自治体で抱えてる問題という意味では理解をしていただきたいと思います。そこで自治体として何ができるか、今最小限何ができるかということも含めて取り組んでいただきたいと思いますということで、期待をしたいと思っています。

この問題については、これで終わらせていただきます。

次は児童虐待について再質問させていただきますが、虐待はさまざまな要因が複雑に絡み合って起こり、専門的な知識や経験に基づく丁寧なケアが必要です。役場が対応する場合も、児童相談所が必要な支援をしているかについても検証していただき、そういうことを含めて連携した取り組みが求められていると思っています。

道はふえ続ける児童虐待の防止や早期発見につなげるために、過去の事例に基づき分析調査した結果、虐待に対する親などは自分が幼児期に何らかの虐待を受けていた、また経済的に困窮している、親族などつき合いがほとんどなく孤立しているといった複数の問題を抱え、虐待に走る傾向が多いと言われていました。また、虐待の傷も目立たないようにするために、腹部に虐待するなど巧妙な事例が出てきているのも現実として聞かれております。

また、子供は虐待の事実や内縁の家族など、親が周囲に知られたくないと思っていることを感じとり、隠そうとするなど、早期発見に非常に対応が遅れているという現実も聞かれています。

2004年から市町村の児童家庭相談の窓口も児童相談所とともに、虐待通告窓口を担うように法定化され、主任・主担当が決定されていると思いますが、相談窓口では相談者の訴えから状況を的確に判断するために、インテーク能力や地域の連携や支

援ネットワークを理解し、活動されているようですが、課題も多いと言われております。相談人員は十分であるのか、通報情報の伝達、予防支援のタイミングが失われているか、信頼関係についてとりにくくなっているか、そういうことについての考え方を聞かせたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 美幌町でも、過去にはさまざまな事例がございました。ただ、関係機関と連携をとって進めているのですけれども、秘密を守らなければならない状況もございまして、実際に事例を申し上げるわけにはいきませんが、町長が最初に答弁しております、各種主任児童委員であるとか、それから時には自治会長さんもその会議の中に入っていただいて、地域で見守るような形で対応しております。

時には、警察から直接児童相談所に通報される場合もありますけれども、その後に役場であるとかそういうところで個別ケース会議を開きまして、対応しているという状況にございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 特に児童虐待が起こる年齢は、ゼロ歳から小学生に多く、子育て不安から虐待に走るケースが多く出されています。

厚労省の報告によりますと、11年度までの9年間で、心中以外で子どもが虐待死した事例の4割強がゼロ歳児で、そのうち4割は生まれた日に命を絶たれています。産前産後、出産ケアがどれほど大事か、再確認していただきたいということを申し上げます。

先ほども質問しましたが、子育て支援が今の社会状況の中では、いかに重要な取り組みであるか御理解いただきたいと思えます。2008年の児童福祉法の改正によりまして、生後6カ月未満の乳幼児を持つ家庭を対象にした全戸訪問事業として法定化

されています。全数把握できる母子保健証領域においても、子供の健康調査の実施に加えて、未受診家庭が訪問や妊娠前からの親支援の必要性が強調されておりますので、美幌町についても十分検討したうえで取り組んでいただきたいと思います。

これはまた余談でございますが、厚労省は11年に自治省に通告をし、自治体に通告を出し、養育できない、しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠中からの相談も含め、特別養子縁組を前提に直接里親に託す方法が有効と伝えていたということですが、認識されているでしょうか。

このころから児童相談所と地域の保健センター、病院などが連携して赤ちゃんの命を守る取り組みが広がっています。厚労省の通知がきっかけとなって、生みの親と暮らせない子を施設ではなく里親家庭で暮らす取り組みも全国で広がっています。

子供を大切に育てることがまちづくりの大きな課題、取り組みだということも認識していただければということで今回質問をさせていただいておりますので、もし考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 児童虐待によって幼い命が、尊い命が失われるというのは新聞やテレビで拝見しますけれども、その原因はいろいろあります。子育てに悩んだお母さんが手をかけるということもあると思えますし、また夫といいますか男性が、虐待して死に至らしめることもあって、非常に悲惨な状況になっているのではないかと実感はしております。

美幌町としては、さまざまな取り組みを今までもしてきました。関係機関との連携、特に児童相談所との間ではいろいろなこともありましたけれども、我々も児童相談所に物申すことはしっかり言って、連携して取り組んできたこともあると思えます。

美幌町が大きなシェルターになるような、そんな取り組みを今後していきたいと思っておりますので、いずれにしろ、私はいつも国の話をしますけれど、国がやらなければいけないことを責任回避してやらないというのは、それはダメだと思っております。そのことはしっかり、地方として国に物を言わないと、なかなか直らないというようなことがあると思います。全部地方公共団体に、市町村にやれというのは土台無理な話だと思っております。そうは思いませんか、議員。

ですから、やはり僕は声を上げていかなければいつまでもそういう状況が続きますので、ぜひとも議員もそういう機会がありましたら、国の先生方、道の先生方にお会いする機会がありましたら、ぜひ物申していただきたいと思っております。

私どもは本当に児童相談所と一緒にあって、ときには警察の力も借りながら、こういった児童虐待にある方の大きなシェルターになれるように頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 町長が申し上げていたとおり、やはり国に物申していかないといけないということと、子供は本当にいつ、どんな状況で事故に遭うかわからないという、悲惨な事故に遭わないようにするために自治体も私たちも、いろいろな関係機関と一緒にあって取り組むことが重要かと思っておりますので、今後の活躍に、活動に期待をしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大原 昇君） これで9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は通告しております2項目につきまして、以下質問をいたします。

最初の大きな項目は、国保問題についてであります。

その一つは、新年度の引き下げについてでございます。

美幌町の国保税は全道で上位にありまして、本年3月議会の質疑で、平成27年度の国保税引き下げを求めたところであります。町長からは、国保税、後期高齢者医療、介護保険料のバランスを検討する旨、御答弁をいただきまして、私は新年度の引き下げは必ず実施されると、確信を得たところであります。新年度の国保税額はどのようにになりましたか、お伺いをいたします。

この点の二点目は、美幌町の国保会計は年度末の国保基金残高が、過去5年間連続して3億円を保有しており、明らかに引き下げ余力があります。本格的な国保税の引き下げを、早急に開始すべきではありませんか。

二項目は、医療費徴収猶予及び減免制度利用実績について伺います。

生活保護水準以下の所得の国保世帯に対して、減免医療費の2分の1を国が補填する医療費減免制度の制定を、私は4年前に求めまして、徴収猶予及び減免要綱が平成24年4月に制定されたところであります。

美幌町の国保加入世帯の中で、相当数の世帯が減免適用となる、このように推察していますが、この間の利用実績はどのようになっていますか。

また、制度の周知徹底については、どのようになされていますか伺います。

三点目は、美幌町独自の国保税減免制度

の制定についてであります。この間、国保税の法定減免、7割・5割・2割に加えて、町独自の上乗せ減免制定を提案してまいりましたが、低所得者の生活苦の進展、国保税の滞納状況を鑑み、美幌町も町独自の上乗せ制度を制定すべきではありませんか。

四点目は、特定健診受診率向上策についてであります。

特定健診受診率の全国目標65%に対する現状の到達状況をどのように評価されますか。また、保健師による啓蒙・啓発、国保データシステムの活用、情報提供状況についてもお示しいただきたいと思っております。

大きな二点目は、T P P協定阻止の取り組みについてであります。今後の見通しについて伺います。

農産物重要5品目の除外などの国会決議に明白に違反して、最終段階をこの日本としては、迎えようとしているわけですが、T P P協定締結問題で、オホーツク管内規模の反対集会など、美幌町としての努力経過及び未だに実現を見ていない原因、また今後の見通しについて伺いたいと存じます。

以上、第1回目の質問でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大江議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、国保問題について。新年度の引き下げについてであります。国民健康保険税は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計額から構成され、各区分ごとに設定をされております。国民健康保険税につきましては、本年3月議会において、時期こそ明確にはしておりませんが、なるべく早い時期にバランスをうまくとれるような形にしていきたいと、按分率の改正について答弁をいたしたところであります。

国民健康保険税は、いわゆる応能部分として所得割と資産割、応益部分として均等

割と平等割の課税総額の割合を基本に按分率を決定しております。

御質問の平成27年度からの按分率の改正につきましては、平成26年度国保会計の単年度収支決算で、約9,000万円の収支不足となっていること、また、各区分における応能部分と応益部分の割合を基本とした按分率のバランスを算定することが、事務的、技術的に相当数の時間を要したため、課税時期に間に合わなかったことから、改正には至りませんでした。

按分率の改正に当たっては、今後の国保会計の収支状況を見極めつつ、かつ、国保基金の状況も勘案した中で、平成27年度個人住民税における所得及び固定資産税額の課税実績を見据えて、平成28年度改正に向け、現在準備を進めております。

次に、医療費徴収猶予及び減免制度利用実績についてであります。国民健康保険の被保険者が震災、風水害などの災害に見舞われたとき、または事業の休廃止、失業により収入が著しく減少したときなど、一時的、臨時的に著しく生活が困難になると認められたときには、世帯主の申請により、美幌町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要領に基づき、一部負担金、いわゆる医療費の自己負担分の減額、免除などを行うこととなっております。当該制度は、預貯金などを含め生活保護水準以下の収入に見舞われたときの制度であって、所得水準が低い方が対象となる制度ではないため、これまでの申請件数は3件となっており、そのうち採択は1件、不採択につきましては、所得が基準を上回ったことなどがその理由となっております。

制度の周知につきましては、美幌町ホームページなどを活用して努めてまいりましたが、より一層理解いただけますよう工夫してまいります。

次に、美幌町独自の国保税減免制度についてであります。近年の国民健康保険税の滞納状況ですが、過去5カ年の実績を申

上げますと、平成21年度の滞納世帯数が736世帯、滞納金額が2億213万6,000円でしたが、納税意識の向上や徴収対策などにより、平成25年度では滞納世帯が530世帯に、滞納金額が1億6,106万6,000円にと、年々減少している状況にあります。

御質問の美幌町独自の国保税減免制度制定についてであります。国民健康保険税は所得と資産に応じて、負担していただく応能割と加入者をもとに負担していただく応益割で算定しております。その算定に当たり、低所得者の負担軽減のため、地方税法及び町税条例において、前年度所得が一定基準以下の場合、応益割の均等割・平等割について、7割、5割、2割の減額措置がされることとなっております。平成26年度及び平成27年度の税制改正で、応益割の5割、2割の減額については、低所得者層の負担軽減を図るために、軽減判定のための所得基準が段階的に引き上げられ、軽減措置の拡大が図られております。この減額に対しては、国などから財政支援があり、財源の確保はされる制度となっておりますが、町独自の減免措置を実施した場合、現在の制度では、財政支援がないことから国保財政の運営に直接影響が生じ、町独自の減免制度は困難な状況にあります。町としましては、現行の軽減制度の中で納付が困難となった場合には、納税相談の実施や分割納付、他の支援制度活用の助言など、個々の納税者の実態に即した対応を引き続き行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、特定健診受診率向上についてであります。特定健診は一般的にメタボ健診と呼ばれ、肥満に伴う高血圧、高脂血症などを早期に発見して生活習慣病を改善することで、将来、脳卒中、心臓病、糖尿病などの発症を予防し、医療費の抑制につなげたいという趣旨で実施されているものであ

ります。

特定健診受診目標は、第2期美幌町国民健康保険特定健康診査等実施計画において、全国65%から60%と引き下げられたものの、定期健診と特定健診を合わせて実施する社会保険などと違い、国民健康保険の場合は40歳から74歳までが健診対象年齢と幅が広いというえ、食事や運動に配慮して健康的な生活を送っている人、既に生活習慣病などの治療を受けている人も含めて健診対象となっております。

したがって、国民健康保険の被保険者には、制度の周知に相当の労力を必要とし、かつ、受診率向上に苦戦していることは否めず、平成26年度の受診率は31%であります。

美幌町が実施する特定健診の受診率向上策は、一つ目が「受診しやすい体制づくり」として、40歳から60歳の5歳ごとの節目には健診対象者に対し、無料クーポンの配布をしております。また、美幌医師会や北見医師会など各医療機関との連携協力による個別健診やみなし健診の推進、国保病院における冬期集団健診の実施、平成25年度から特定健診の料金を1,000円から400円に改定して、町民が受診しやすい体制を整備しております。

二つ目は、「啓蒙啓発及び受診勧奨」として、健康保険証送付に合わせた啓発チラシの送付、無料クーポン対象の未受診者や、前年の受診者で当該年度未受診者への電話による受診勧奨やはがきの送付、新聞の折り込みチラシや広報、町ホームページなどによる受診勧奨、各団体との協働によるふれあい広場、スマッピーイベント会場や農業従事者に対する税務指導会場での特定健診の必要性についての啓発や受診勧奨、保健師などによる出前講座については、自治会、各種団体、職場などにおいて、平成26年度は1,600人を超える多くの町民を対象に実施しております。さらに、平成26年度からは、健診の対象年齢

を35歳以上から20歳以上へ引き下げ、若い世代の健診機会を設け、受診の動機づけとするとともに、健診の習慣性を図ることによって健康増進と受診率の向上に取り組んでおります。また、若い世代が利用しやすいよう、メールでの健診申し込みも開始しております。

特定保健指導については、利用者の利便性を図るため、夜間にも結果説明会を開催しており、受診者の約半数が来場し、健診結果の説明を受けることにより、受診者自身が健診結果を正しく理解でき、数値の改善につながっていることが健診データからも明らかになっております。

美幌町の健康づくりの指針である第Ⅱ期健康増進計画について、毎年推進委員会を開催し、国保データベースシステムを活用し、医療費や健診データなどの分析を行い、美幌町の健康課題の明確化と保健事業の評価を行い、効果的な対策について検討をしております。

美幌町は、ここ数年30%台の受診率と、当初から比べると向上しておりますが、議員御指摘の目標には至っていない状況であるため、今後ともより一層、受診率の向上のため精いっぱい取り組んでまいります。

次に、T P P協定阻止の取り組みについて。

今後の見通しについてであります。T P P協定締結問題については、農林水産業のみならず、さまざまな分野に大きな影響を与え、地域経済や地域社会の崩壊につながる危険性が高く、T P P断固反対の立場を明確にしながら、平成23年2月に美幌町T P Pを考える連絡会議を設置いたしました。取り組みとして、セミナーの開催、のぼり・看板・ポスター作成及び広報掲載により多くの町民の方々に、T P Pが地域に及ぼす影響について、周知を図ってきたところであります。この間、広域的な運動の取り組みが必要であることから、オホー

ツク圏活性化期成会をはじめ、機会あるごとに取り組み強化の要請を行ってまいりました。しかしながら、各市町村において取り組みの温度差もあり、広範な取り組みに至っていない状況にあります。本年5月に開催した、T P Pを考える連絡会議においても、広域的な反対運動への取り組みの必要性が論議され、要請を行っていくことで確認がされました。昨年12月に設立され、現在35団体で組織されております、T P P問題を考えるオホーツク管内関係団体連絡会議代表であります櫻田北見市長に対し、6月4日、同連絡会議が中心となった、広範な取り組みによる一斉行動を要請したところであります。要請の内容につきましても、十分な御理解をいただき、今後においては広範な取り組みが実施されるものと考えており、本町としても、その取り組みに対して連携を図り、最大限の支援と協力を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私の持ち時間もあと40分ということなので、順番を変えまして、最初にT P Pの問題について再質問いたします。

今年に入りましてT P Pに関わる情報は、アメリカの大統領に対して議会の権限を委任する、権限を与えるという報道にほぼ終始しています。今朝の報道でも、アメリカ時間で明日、上院で採択の見込みであるというようなことで、関連法案との関係でよくわからない部分もありますが、ずっと山場を迎えているという緊張状態での報道であります。しかも、新聞の論調で見ますと、全国紙はいずれも一切問題点については触れていない。しかし、北海道新聞をはじめといたしまして、全国の地方紙はこ

ぞって大変な問題だということで批判を強めているというのが、実態であります。

その結果、世論は多分変わっていないのだろうと思います。TPP協定は推進したほうが良いというのが、これまでの世論の大勢を占めているという状況であります。そこをしっかりと受けとめた上で、美幌町内では農協組合長さんなどが、広域的な運動を積み重ねていかないと全然だめだというような声も出されておりました、私もその点では全く同感であります。

オホーツク圏の集会やデモ行進などが今こそ必要だといわれる状況を、この1年間手をこまねいているというのが私の実感であります。

そこで、突っ込んだ質問はいたしません、依然としてこの交渉の、協定の中には、主権者は国民なのに交渉内容は一切秘密にされるという点で、憲法に触れるだろうと思います。国民は全く知らされないと。二つ目には、各分野で多大な打撃を受けるということで、農業は言うに及ばず金融、労働、保険、医療、環境、食の安全など、国民生活の全てに影響、打撃を与える。

私はもう一つ憲法上の問題があると思っています。

ISD条項は、国権の最高機関は国会でありまして、日本の国会で定めた、例えば産業振興・環境保護・食の安全などの法律よりも、多国籍企業の利益が優先される、そういう内容持っている。憲法上も許されない。こういう内容を依然として抱えたまま、協定締結に暴走しようとしているのが、現在の政府であります。こういう状況をしっかりと受けとめて、何としても国民の多数に世論をつくっていかねばならないということで、少なくとも今、全国各地で東北を中心にしまして、盛んに反対集会が、ことしになっても繰り広げられておりますが、ぜひオホーツク圏、本日の答弁の中にも時期が明示されておられません。やる

気があるのかというふうに、私は35団体の責任者に関わって非常に強い疑念を持っております。やる気がないのではないかと。いつ、どの時期に、事ここに至っても全然集会もやらないとなったら、締結後に騒ぐことになるのではないかとというように思うのですが、事態は第1回目の答弁のように私は受けとめられないので、再度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ISDが憲法に触れるかどうかについては発言する立場にないので、それについてはちょっと控えさせていただきますけれども、いわゆるTPAというものでありますけれども、貿易の促進の権限を大統領に与えるということが上院を通ったということで、新聞報道などを見ますと、どうも政争の具に使われているという思いがしているわけですが、私どもが組織をつくって反対しているその根っこには、この町が農業を基幹産業としてる中で、やはり農業が大打撃を受けるばかりでなくて、この地域の崩壊につながりかねないということで、今までこの問題が発生してからずっと構えは一つ、阻止するというのでやってきました。

美幌町の影響額は300億円を超えるということでありますので、この1町村だけで反対運動をどんどん追求、問い詰めていっても、なかなか大きなうねりにはならないだろうということで、もうちょっと大きい、例えばオホーツク圏域でうねりをつくり、そして全道へのうねりにつなげていきたいという思いで、機会あるごとに要請なり発信をしてきました。それで、ただ今オホーツク全体を包む、包括的に組織づくっているのが「TPP問題を考えるオホーツク管内の関係団体連絡会議」ということで、35の団体が集まってつくっているということであります。やる気が見えないというようなお話でありました。私どもの連絡会議も、この団体に対してオホーツクか

ら大きなうねりにしていこうではありませんかという提言を先日させていただきました。その後の状況についてはちょっとわかりませんが、ただ一つは7月4日に林農水大臣が北見に来られるということで、この団体が多分中心になると思いますけれども、林農水大臣に対して強い要請活動をするというところまでわかっております。

全道的に見ても道東あたりと連携できるのかどうかはちょっと置いておいて、この近隣でいいますと、上川や十勝とどう連携できるのかも含めて、多分模索されていると思いますので、なお情報収集をしながら要請するところはしっかりとしていきたいとそのように考えているところであります。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この問題では、3月の管内の町村長会議でも話題になったと伺っておりますし、政党レベルでは、私も3月段階で直ちにアピールの行動を起こしてもらいたいということで、北見市長に申し入れをしておりますが、いまだに日程も決まらないということで、甚だ遺憾だと思っております。責任が果たせないのであれば、代表を辞任されたいという強い思いでおりますので、ぜひ管内の声をまとめていかなければ、いよいよ全く間に合いません。オール十勝が常に後塵を浴びているという状況のオホーツクだということもありますので、世論でともかく勝たなければ、国会の議席では圧倒的に負けている状況なので、国民の運動でストップをかける以外に方法がないとすれば、やはりさまざまなアピールということしかないということで、ぜひ引き続き御努力いただきたいということを申し上げて、時間があと30分しかないということもありますので、この件については終わりとさせていただきます。

国保問題についてお聞きいたします。

新年度の引き下げが作業的になかなか大変だということですが、私は美幌町の現在の国保は非常に高いということについて、町長もう少し御認識いただく必要があるのではないかというふうに思いまして、幾つか再質問をさせていただきます。

道内の平成25年度の決算の速報値がことし2月に出ておりまして、私はそれ以上のデータ、確定値は持っておりませんが、これを分析しているわけですが、1人当たりの国保税調定額は美幌町11万4,572円と、全道157保険者中、上から34番目ということで、依然として高いということは明らかであります。一方で、1人当たりの基金保有額は、美幌町5万9,006円と、基金総額は御承知のとおり3億6,064万2,000円ということで、全道157保険者中、1人当たりでいえば上から18番目に高い基金を持っていると。1人当たり5万9,000円相当多額のもので、1人当たり調定額は11万4,000円。1人当たり5万9,000円の貯金を持っているという状況、これは異常ではないかと思えます。

一方で、高く払えないという国保税の現年度滞納状況。美幌町は総額1億3,854万2,000円ですか。速報値ではそうなっております。288世帯が滞納を抱えている。滞納率は8.54%。滞納があればその分は払っている被保険者に被るわけでありまして、相当多額だなというように思いますが、今の部分は単純な比較です。

それでいろいろ見てみますと、小規模の保険者は、国保の基金も相当多額に持っておられるということで、人口が多くなれば、加入世帯が多くなればなるほど基金の保有は少ないと、こんな状況はあります。それで、このように分析してみました。

美幌町加入者6,112名ということで、5,000人から7,000人以下の美幌町と同じような加入者数で見ていったらどうなるだろうと。中には180人の音威子府

から46万人の札幌市までですから、規模に整理してみたらどうだろうと。15団体ある、5,000人以上7,000人未満。ここで見ますと、1人当たりの調定額は1位です。それから1人当たりの基金保有額もダントツの1位です。15団体のうち10団体は基金ゼロ円、1人当たり1万以下のところは2団体、そして2団体が2万円以下で、美幌町が5万9,000円と、こういう状況を見た上で、さまざまな課題があったかもしれませんが、新年度間に合わせることができなかったのだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 大江議員の議会での御質問の中で、私どもも事務を平成27年度に行うべきと進めておりました。その中で町長の答弁もございますけれども、本年度の収支が約9,000万円の赤字であった。そして応能・応益割合というのは一定のルールがございまして、そのバランスをとらなければならない。そのようなこともございました。あともう一つは、上がる人と下がる人がいるという状況がございましたので、それを上がる人がいないような形で計算ができないかというようなことで、技術的にその部分で時間を要しまして、平成27年については実施できなかったということでございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 第1回目の御答弁の中で、来年度について改正に向けて準備を進めているということなので、これは、ぜひ本格的な分析をした上で、適正な水準に引き下げをぜひお願いしたいと思えます。新年度は残念ですが、もう間に合わないということなので、そこはことし間に合わなかった部分も含めて、大いにメスを入れていただければと思います。強く要請をしたいと思います。

時間の関係でどうしてもこれ以上、費や

せないで次に移ります。

医療費徴収猶予及び減免制度の利用実績については、御答弁をいただきました。

それで、第1回目の御答弁の中で、この徴収猶予や減免制度は、一時的、臨時的に著しく生活が困難となると認められるときに、対象となる制度だということになっております。町の取扱要綱が手元にございですが、ここでも第2条で一部負担金、窓口の医療費の支払う3割ということを一般的に指しますが、一部負担金の支払いまたは納付の義務を負う世帯主またはその世帯に属する世帯主でない被保険者が、次の各号のいずれかに該当し、ということで、各号は列記されています。災害、干ばつ、事業の休廃止、失業、前各号に掲げるものに類する理由があったときということで明示されております。

そしてかつ一時的、臨時的に著しく生活が困難となると認められるときということで、ここでも条件は一時的、臨時的に生活が困難ということでありませう。

そこでお伺いいたしますが、一時的でも臨時的ではなく、もともと生活保護以下の収入しかないという方は、町の要綱上は減免の対象になるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） この制度につきましては、特別の事情ということで、要するに今おっしゃったように、失業したとか不良・不作であったとか、そのような状況のときに減免制度があるということでございます。それ以外の場合に、その生活保護基準以下の方がおられるということでございますけれども、それはやはり社会保障制度である生活保護の方で面倒を見るという形になろうかと思えます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は不思議だと思うのです。一時的に収入の落ちた者についてはこの制度で拾う、そして拾った医療費

の減免については、2分の1は国が面倒を見ましょう。もともと年金などがものすごく低くて、生活保護水準以下の収入であり、しかも預貯金が生活保護基準の3カ月以内の貯金しか持っていないというのは、ざらにいらっしゃる。しかし、そういう人は対象にならないというような、通知文書であったとは私は思っていない。平成22年9月13日の厚労省保険局長の通知の第1の2の(1)、この部分はちょっと読み上げますが、「なお収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする」ということで、これ以前、昭和34年3月30日の局長通知に一切書かれていなかったものが加入されたのです。インターネットで調べることができます。赤字で書かれています。1項目は入院療養を受ける被保険者の属する世帯、これは当然だと思います。問題は2項目です。②世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入または組合員及び当該組合の世帯に属する被保険者の収入が生活保護法、ちょっと中を抜きますが、いわゆる生活保護法以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯ということで、この部分は一時的・臨時的に所得が少なくなった者という昭和34年の通知に対して、恒常的に所得の低い人を対象にしてよろしいということ、あえて書き加えたものです。この部分をすっぱり切って、昭和34年3月30日付けの通知は美幌町の要綱と全く同じです。書き加えたものについて、なぜ入れなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長(大原 昇君) 民生部長。

○民生部長(藤原豪二君) この一部負担金の徴収猶予と減免の法律の趣旨というのは、著しく所得が減少したときそういう方を対象にしておりますので、おっしゃるとおり、年金等で生活保護基準以下の方はおられると思います。そういう方については、やはりその生活保護のほうで面倒を見

なければならないというような形になるかどうかと思います。ただ、実際問題としてどうかという部分はありますけれども、所得の少ない方については、この後の御質問でございまして、税の部分では保険料を7割軽減することになりますので、そういう形で、両面で実際やっておりますので、この部分についてはやはりその干ばつであるとかそういうことの特例についての法律というふうに考えております。

○議長(大原 昇君) 2番大江道男さん。

○2番(大江道男君) 私、厚労省に直接聞こうかなと思ったのですが、地方分権以来、そういう質問は都道府県に聞いてくれとなっていますので、道庁に問い合わせをいたしました。

この、なお書き以下の部分については、一時的・臨時的な収入減少ではなくて、恒常的な収入減少の方々に対しても、申請があれば受け付けるということの意味するために、書き加えられたものではないかとお聞きしましたら、そのとおりであるということです。これは、かつての通達と違いまして、技術的助言となっていますので、必ずしもやらなくてもいいのですが、しかし、この後の文章を見ますと、国は全部の市町村でこの要綱のようにやってもらいたいと、少なくともやってもらいたいと。それ以上の中身については問わないが、この基準以下の要綱などで行ったものについては、2分の1の助成金については支給しないという見解なのです。

要綱に基づいて、仮に何人か受け付けになったとして、交付金の対象にならない十分な可能性をもっているのではないかと思うのと、そもそも改正前には美幌町の取扱要綱の1から4までについては、既に入っているのです。改正後は「なお」ということで、一時的・臨時的でなくても救済せよということ、敢えて美幌町は要綱にうたわれない、あるいは町としてはそれを受け付

け対象にしないというのは、なぜだったのか、御見解を伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 大江議員がおっしゃるとおりなのですが、財政的にやはり半分を負担しなければならないということございます。そうすると、生活保護世帯以下の年金収入の方も多数おられますので、非常に財政的には厳しい状況に陥るといこともございます。国が2分の1を出しますけれども、その半分は町が負担しなければならないことでもありますので、やはり政府としてこの対策をしていただかなければ、市町村レベルでは非常に難しいということもございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） いや全く、私は納得いきません。

昭和34年3月の保険局長通知は、やりなさいと、減免できますよと。ただし国は一切関知しませんということだったわけですよね。全国の自治体の要請、住民の運動の中で、やはり生きていくためのセーフティラインの構築をということで、重い腰をようやく上げて、減免は認めましょうと、しかも一時的・臨時的だけではなくて、そもそも収入の少ない、所得の少ない世帯に対しても、まずはこの制度で救済をしよう。ただし、生活保護法などもあって、いつまでもここでの救済というわけにはいかないの、平成22年9月13日の通知の先ほど読み上げた後段で、「被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図る」という項目をあえて入れているのです。何十年ぶりに改正となった今回の措置の眼目は、一時的・臨時的ではなくて恒常的な方々に対しても対象を広げ、なおかつ、いつまでもこの制度ではなくて、もっと安定的なセーフティネットは

ありますのでということ、担当者を交えてやるようにと。これは行政の流れとして、私はもっともだというふうに思うのですが、美幌町はしないということを公然と反旗を翻したことになるのではないですか。

明文で規定されているので、今、腹芸であんたは良いよ、あんたはだめだということは、絶対に行政上、行ってはならないわけで、町の取扱要綱に基づいてしか仕事ができないわけです。

要綱そのものが、瑕疵があると私は思うのですが、どうですか町長。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私もちよっと、今の話は詳しくわからない部分もありますので、いずれにしろ、今御指摘があった昭和34年3月30日の通知を含めて、もう一度精査させていただいて、具体的な答えはその精査後にさせていただきたいと思えます。

ちょっと検討の時間をいただければと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 検討するまで、少し時間が欲しいということなので、検討の項目にもう一つ加えていただきたいと思いますっております。

それは、滞納世帯については収入の減があったとしても、国保税滞納者は対象外であるというように、取扱要綱の第7条の

(3)納期の到来している国民健康保険税に未納があるときということがあるので、滞納者についてはこの救済措置は及ばないというふうに読み取れるのですけれども、そのとおりでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 当町の基準には、滞納がある場合については、それを却下するとなっております。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その限

りではないとなっております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 一部負担金減免保険者徴収Q&Aを国が出しておりますが、保険料を滞納している世帯に属する被保険者について、一部負担金減免を行うことは適当でないとするがどうかという質問に対して、保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたいと政府は考えている。また、これを受けて、平成24年2月13日の道の通知文書があります。この中の（3）国民健康保険料

（税）の滞納の有無に係わらず、減免申請を受け付けて審査していただきたいと、このような国・道の指導文書があるにも係わらず、依然としてだめだという根拠は、一体どこにあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 本町の場合は税の公平性ということで、滞納のある方については御遠慮いただくというような規定を設けております。ただし、特別な理由がある場合については、これを認めるということでございます。

それから、生活保護基準にございますので、実際にはそういう方が来たときに、生活保護の適用を受けることもございますので、そのような形でカバーすることになるかと考えております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この部分についても、問題だと思います。

先ほど、道の文書の中に、その前段で、生活保護などの他の制度の活用については、まず現年の意思を尊重しというのでしょうか、その結果を踏まえて適切に対応するというので、ここも個別具体的に助言がなされています。

生活保護を受けるかどうかは、最終的には本人なのです。それをまず先にではなく

て、まず救済した上で、そういう制度がありますという助言などを行うのであって、生活保護法でもそうですよね。他方に救済手段があるのであれば、生活保護は後だよとなっているのに、先に生活保護ありではないと思うのですが、そういう点で、私は国の通知文書は時代を経て、前進してきたと思っています。

しかし、窓口でシャッターが下ろされていけば、救いを求めてもやられないという状況にあるということも、ぜひ町長お考えいただいて、それも含めて再答弁いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、国の通知・道の通知ということで、手元にもありませんし、初めて聞くお話でありましたので、いずれにしろちょっと時間をかけて検討して、問合せ先もお聞きしておりますので、そういった中で検討する時間をいただきたいと、そのように思っております。

（「それまで止めてください」と呼ぶ者あり。）

いや、今ではなくて、もうちょっと時間が欲しい、別な機会にということですか。

○議長（大原 昇君） 時間を止めてください。

町長に確認します。大体の目途として、いつ頃になりますか。

○町長（土谷耕治君） 今議会は想定しないで、答弁させていただきましたけれど、ちょっと時間をいただくというのは、私どもが調査する時間も多分、相当かかると思っていますので、次の機会というのは、今議会ということではなくて、次か次の議会までということなので、お願いできないかということでもあります。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は1時30分とします。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 開会する前に、町長から一言あります。

町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどの大江議員の質問に対する答弁でありますけれども、しっかりとした答弁をいたしたく、精査・確認をし、検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 平成22年9月13日の通知文書は、4年前のきのう、6月23日の議会本会議場でグループ内の内部決裁で終わっていて、上部に報告されていなかったということで、町長からは国のセーフティネットで、最低限のものが設けられていると。団体のトップが判断すべき、あるいは政治的な判断も含めてすべきことを、自分としてはその機会を失った、極めて残念なことだという因縁の文書です。

そういう意味で私は改めて、昭和34年3月30日から30数年ぶりに改定された、前進面はしっかり受けとめていただきたいと思っておりますし、その後、平成23年2月22日の国からの事務連絡で、国の基準よりも狭い場合は一切調整交付金の対象としませんよということが出されている。それから、翌年の道の指導文書もあって、そういうものをしっかり、グループの中で、土台をしっかり定めて、行政執行してほしいと思っておりますが、一言だけその部分について、町長から御答弁いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長

○町長（土谷耕治君） このことは、私も忘れもしない、この場でいろいろな問題を指摘されました。

そんな中で、周知の問題含めていろいろご指摘をいただいておりますけれども、今後このようなことがないよう、担当部局含め

て、他の部局も通知文書等、重要なものについてはしっかり町長まで上げるよう、今後は組織内でしっかりとした対応ができるように、そのように改めて私の責任において、しっかりとした対応をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） これで、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

通告順により発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、私は3項目通告しておりますので、順に質問をさせていただきますと思います。

まず一点目は、町長の政治姿勢についてでございます。

室内ゲートボール場施設整備基金の考え方でございますが、町長のマニフェストにある室内ゲートボール場整備に関しまして、以前私の質問に対して、整備の考え方には変わらないと答弁されておりましたけれども、私が見るところ、ゲートボール人口は本当に少なくなり、専用の室内ゲートボール場の必要性を見直す考え方はないのか。

昨年9月の一般質問で、私は室内多目的運動場整備を第6期総合計画、重点施策とする考え方を質したところであります。

施設の必要性を認め、びほろみらいまちづくり会議の中で、重点化施策として検討する旨の答弁をいただいております。

現在、第6期総合計画の策定作業中ではありますが、室内多目的運動場を重点化施策として掲載した場合、現在のパークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金条例の目的を改正する必要についてお答えいただきたいと思っております。

二つ目は、元気の出るまちづくり、ふるさと人材バンクの設立についてでございます。

平成27年5月、北見東京電波美幌工場の閉鎖の新聞報道があり、驚きと今後の再就職対策の成り行きに、大きな不安を感じ

ております。企業誘致した企業の多くが撤退・閉鎖し、厳しい経済環境が原因とはいえ、美幌町にとって大きな社会問題でもあります。

企業誘致のため、町は美幌商工会議所・北海道庁・北海道東京事務所・東京美幌会・さっぽろ美幌会などと連携して、あらゆる機会をとらえて情報収集に努めているとは思いますが、なかなかうまく進んでいないのが実情ではないでしょうか。

私は、美幌町出身者や町とゆかりのある方で学術・産業技術・芸術文化スポーツ等さまざまな分野で活躍をされている人材が、どのくらいの数おられるのかを承知してはおりませんが、北海道内でも人口2万人を超える美幌町とは、ゆかりのある相当数の著名な方々が、多数な分野で活躍されていると思います。

今回の、北見東京電波美幌工場の閉鎖をきっかけに、全国あるいは世界各地で活躍されている方々を町民の協力で調査をし、美幌を元気にする人材バンクを設立し、登録していただき、美幌町の元気づくりのため情報・提言・助言など積極的にお願いします。仕組みとして、人材バンクが必要と思います。

企業誘致・移住促進・交流人口対策・町政の懸案事業の推進等に活用することで、美幌町が少しでも元気になると考えますがいかがですか。

三項目は健康増進について、保健推進員の配置についてでございます。

保健推進員を全自治会に配置する提言は、平成25年12月議会において、総務文教厚生常任委員会視察調査報告として行ったところであります。

特定健診等受診率向上対策を調査する中で、石狩管内当別町は、昭和52年母子保健推進員を昭和57年に保健推進員に衣替えし、各自治会において特定健診等の周知・啓発を行い、平成22年度実績で特定健診受診率は全道179町村中15位、特

定保健指導実施率は46位と成果を上げております。

町では、食生活を通じて町民の健康づくりをサポートする、美幌町ヘルスリーダーの会が食生活改善部門で、平成27年度オホーツク総合振興局長表彰を受賞されました。平成15年に設立され、長年の取り組みが大きく評価されました。このようなすばらしい取り組みを生かして、食生活改善や食育を主にした健康増進から、健康づくりの意識啓発として各種健診の受診の勧め、保健事業・運動の推進などを取りこむなど、保健推進員を全自治会に配置し、ヘルスリーダーと連携して町民の健康増進を強化すべきと考えます。

これまでの検討状況と実施についての考え方をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 上杉議員の質問にお答えをいたします。

町長の政治姿勢について、室内ゲートボール場施設整備基金の考え方についてであります。

室内ゲートボール場の整備について、最初にマニフェストで発表いたしましたのは、平成19年の第1期目であり、2期目では早期実現を目指してまいりました。

室内ゲートボール場の整備につきましては、私が就任する以前の平成10年、11年に議会に陳情があったところでもあり、町民のニーズが高いと認識をしておりました。

御質問にありましたゲートボール人口の減少については、私の知るところでは、そのような状況となっているとは考えておりません。しかしながら、公共施設の効率的かつ有効的な活用方法や、より多くの町民ニーズに応えられる施設の整備について、日頃から検討課題であると受けとめているところであります。

議会からも御意見をいただいているとこ

ろであります。第6期美幌町総合計画策定のため、現在進めているびほろみらいまちづくり会議での議論におきましても、各委員の方々から室内多目的運動場の必要性や建設整備への御意見が出されております。このことから室内ゲートボール場は、町民ニーズの高い室内多目的運動場として、第6期美幌町総合計画や公共施設等管理計画などの中で検討してまいります。これら検討内容により、一定程度の考えがまとまり次第、町民の皆さんや議会の皆様へ御報告いたしたいと存じます。

御質問の基金条例の改正につきましては、必要な時期に現状の基金条例の目的等を改正することを検討したいと考えております。

次に、元気の出るまちづくりについて、ふるさと人材バンク設立についてであります。

人材バンク設立への御提案でございますが、人材活用の目的としましては、その方が持つ知識や能力、技術を生かして指導的な活動に期待すること、また人脈やネットワークを生かして、美幌町の発展のため必要な情報提供や御協力をいただくなど、広く期待するところであります。

御質問では、特に情報や提言・助言などをお願いする仕組みとした、人材バンク設立による活用提案でございますが、町としましては、現在のところ人材の情報を一つにしたものはございません。しかし、こうした方々から、御提供いただける情報等は、町の業務推進のために活用し、役立てることは有益でありますので、人材情報の入手方法や情報管理、活用法など総合的に検討して、業務推進に生かせるよう考えてまいりたいと存じます。

次に、健康増進について、保健推進員の配置についてでございますが、保健推進員は、自治会などから選出され、市町村長の委嘱により、地域保健事業の推進を目的としており、主な活動内容は、一つには地域

の健康づくりの実践として、日常の食生活の改善や軽運動の普及、健康教室の実施が挙げられます。二つ目としては、健康づくりの意識啓発として、健康診査、がん検診の受診勧奨や各種保健事業の周知など、三つ目としては、乳幼児健診などの行政が実施する保健事業への協力や地域住民の保健事業に対するニーズの把握と情報提供など、地域と行政をつなぐ役割を担っていると認識しております。また、美幌町ヘルスリーダーの会は、町民が健康で安心して暮らせることを目的として、地域の健康づくりを主体的に推進するため、食を中心とした活動を行っており、活動目的は、概ね保健推進員と同様であります。

しかしながら、一般の方を保健推進員とする場合、未受診者に対し受診を勧奨することは、個人の受診状況の把握などが必要であり、実施には担い手の負担も大きく、課題が多いと考えております。さらに、ヘルスリーダーは地域区分による選出ではなく、自ら健康的な生活習慣を実践するとともに、地域における健康づくりに対して、主体的に取り組むことができる方が参画しており、ヘルスリーダーの活動の積み重ねや協議の中から定められた活動方針に沿って、現在20名の方々により活発な事業展開が行われております。

このようなことから、現在のところ町として保健推進員の配置は考えてございませんが、近年の地域保健を取り巻く状況や少子高齢化のさらなる進展など社会情勢の変化を踏まえ、個々の町民の健康を増進するためには、地域に根差した信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本を活用し、住民参加型の地域活動が積極的に展開されることが重要であり、町民自らが健康づくりに取り組む気運を醸成していくことが、必要であると考えております。

町では、出前講座など成人、高齢者向け健康教室を開催しており、平成26年度は1,600名を超える町民に参加していただ

いております。このような取り組みの中から、地域の絆により、ゆとりのある生活の確保が困難な方や、健康づくりに関心のない方々等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、町民の健康を守る環境を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○上杉議員 それでは、一点目の室内ゲートボール場整備の関連で、町長答弁のように平成10年、11年に議会陳情がありまして、総務文教常任委員会に付託され、平成12年6月に審査結果として、当時としては住民ニーズがあったという判断から、議会では採択をしております。

しかし私、議員になってから思うのですが、町の中を歩いていて、以前は本当に公園とか空き地で老人クラブの方が主だと思っておりますが、そういう方が非常に楽しくゲートボールをしていた光景を至る所で目にしておりましたが、もう既にその当時から15、6年たっていて、ゲートボール人口は減少しているのではないかとこのように認識しているところでございますけれども、そういう状況にないという答弁でしたが、そういう実情について町として把握されておりましたらお答えください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私、美幌町のゲートボール大会に毎年行かせていただいておりますけれども、その中で見る限りはそういう状況にないということです。ただ、ゲートボール人口をどこかで統計をとって、何か比較したというのは現在のところございませんので、多分、上杉議員も感覚で、公園を見たりして今までやっているのがやっていないのというお話だと思います。データの的にはないと思っておりますけれども、私はそういった意味で、減ってはいないのではな

いかという見方をしているところであります。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私もつぶさに調査したわけではないのですけれど、申し上げたのは、議会が採択した時期から15年たっています。土谷町長が8年前にマニフェストに挙げた時からも、もう8年たっているのです。この長い時間の経過の中で、私は状況が変わってきているのではないかという認識ですので、そこは今この議論をしてもやむを得ないと思っておりますが、どこかで機会があれば、しっかりゲートボール人口について、調査をしていただきたいと思います。

それで昨日、新鞍議員の一般質問に対して、室内専用ゲートボール場にするのか或いは室内多目的運動場の中で、ゲートボールをできるようにするのか、現時点ではまだ決めていないという答弁でございました。答弁から判断すると、現在の基金は二つの事業目的基金でありますので、現在先行しているパークゴルフ事業に全て使うのではなく、室内のゲートボール事業のために、積立金を残しておくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そのようなことで、よろしいかと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それで、びほろみらいまちづくり会議の議論も含めて、今までの町長答弁からは、室内多目的運動場整備というのは町民ニーズが高いという認識をしていると私も受けとめておりますけれども、そこで、そういう認識があるとなれば、第6期総合計画の基本計画というのが今年度議会に提出されて、基本計画の中に、例えば室内多目的運動場の整備事業というのが計上されて、基本構想そのものが

議会の議決をされた場合、その時点以降速やかに、先ほどの答弁では一定の検討をした中で判断するということでしたが、そういう時点を経過したら、現在ある基金の条例目的を改正すると受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この室内ゲートボール場の整備については、1期目からの約束事であります。ただ、現状として2期やらせていただいて、その中でいろいろ検討したのですけれども、いまだ実現に至っていないということで、大変関係者の皆さんには御迷惑をおかけしているかと思えます。

ただ、一定の考え方がまとまり次第というのは、やはり、これは引き続き努力をしながら、そして今、総合計画等の検討組織がありますので、そちらからもこの室内多目的運動場についての御意見をいただいておりますので、早い時期の決断をしなければいけないと思っておりますけれども、もうちょっと時間をいただく中で判断をさせていただきたい、もうちょっと努力をしたいという思いでありますので、この一定の程度の考え方ということは、そのように受けとめていただいてよろしいのではないかと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 早い時期、私は具体的に聞いたつもりなのですが、議会で基本構想や、基本計画は議決事項ではありませんが、前提になる事業の中に、例えば、先ほども申し上げましたように、室内多目的運動場を町の計画としては整備すべきだと、そういう考え方が出された以降でなければ、いわゆる、私の質問している基金の条例目的はそういう時期に改正するのかなということですが、今の答弁からいうと、そういう議会の議決とかそういう時期よりもっと早い時期に、町長として室内の専用ゲートボール場でいくのか、多目的

にするのかということをもっと早い段階に一定の判断をして、考え方を示したいということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そのとおりだと思います。そういう決断を早くして、待っておられる方もたくさんおられると思いますので、多目的運動場にゲートボールも入れて整備させていただきということであれば、そういう説明責任もしっかり果たさないといけないと私は思っておりますので、そのようなことでよろしいかと思えます。

そして、そういう決断をした後に、基金条例をどうするかについては判断をしたいということとございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） マニフェストですから、これは仮定で大変申し訳ないのですが、町長がいわゆる専用の室内ゲートボール場は整備しないで、例えば、多目的運動場の中でそういう利用もできるようにするという、マニフェストの変更という部分では非常に重いものがあると思うのですが、町長は今、説明責任を果たしたいということで、私はもちろん議会もそうですが、町民に対してはそういう説明責任という意味では方針変更をされるときは、何らかの方法によって町民に対してそういう大きな考え方を示すというように、議会とは別にそういう機会を設けるということと受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 総合計画に載せる方法も、例えば、室内ゲートボール場も多目的運動場も載せるという方法もあると思っておりますけれども、そうすると二つの施設がということになりますので、ただ、片方で室内ゲートボールを待っておられる方がおりますし、私は約束してきて今まで努力してきたのですけれども、結果的にできていないということを含めて、それを一つの

施設に包括してしまうということになると、それはマニフェストの変更でありますので、しっかり何らかの機会をとらえて説明責任は果たさなければいけないという思いであります。

○町長（土谷耕治君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 二つというのは私の想像の中にはなかったのですけれど、私の質問の意図するのは、これからいろいろな機会を通じてゲートボール人口を調べてみたいと思いますけれども、相当減ってきているという中で、ゲートボールだけの専用というのは多くの住民の理解が得られる施設なのかなということで疑問を感じておりました。以前も質問したように、多目的で天候を気にせずに、通年型でできる室内施設の整備というのが、多くの町民が求めている施設ではないかという思いです。で、ここはまた町長なりに判断していただいて、ぜひそういう大きなマニフェストの変更の場合は、議会だけでなく多くの町民の皆さんに、しっかり説明責任を果たしていただきたいなと思います。

それで、この質問を通じて感じたこととございますけれども、町が計画する大きな事業に関連して、今回もそうですけれども、相当長期間、時間が経過をしていることに伴って、町民の意向が変化をする、あるいは町にとって単に優先すべき事業が出てきた、こういう情勢の変化によって、当初の事業を変更、あるいは廃止する、そういう再検証をする、これは一時期、道庁では時のアセスということで取り上げた時期がありましたけれども、私はやはり住民ニーズの変化、あるいは町の環境変化によって、再検証する必要があるのではないかと感じております。

この問題も含めて、既に住民要望から15年以上も経過している中で、いまだに町長のマニフェストですから気持ちとしてわかりますけれども、私はそういう検証の作

業の中で、議会に対して説明をされるべきでないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 室内ゲートボール場に限らず、私は日頃から職員にも言っているのですけれど、時のアセスメントは時代という物差しを当てて、時代的役割が終わったものについては、スクラップをして、新しい町民ニーズのほうに資金をシフトしていく、新しいものをつくっていく、ビルドしていくということが、有り余るお金ではありませんので、そういった普段の見直しの中で、時のアセスメントのような時という物差しを当ててやるということは、常日頃からやっていかなければいけないだろうと、そのように思っているところであります。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ぜひ、私は本当にこういう住民要望から15、6年経過した事業が、本当に今、多くの町民が望んでる事業なのかどうかという検証をしっかりした中で、やはり議会の中でも提案された事業に対する可否を議論していくという意味で言えば、今町長がおっしゃるように、常に再検証するというをお願いしておきたいと思います。

それでこの項目の最後にしたいと思いますが、先ほどの答弁で、この基金は二つの目的ということですので、少なくとも、今2億円くらいの基金がありますので、何千万円かは室内ゲートボール場の基金として残されると、その金額、もちろんこれからパークゴルフ場や財源確保を含めてどうなるかわかりませんが、残されると理解してよろしいですか。ゼロになって、またそのために積み立てていくということの考え方ではないという理解でよろしいですね。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） パークゴルフ場に

関しては、そういうことだと思います。

あと、私もデータの的にはありませんけれども言われることがありますして、「室内ゲートボール場がないからだんだん人も減ってきているのですよ」という話も、逆にそういう意見も言われる人もおります。

また、議会の陳情の中でも、既設の空き施設を使ってそこを改修してというようなことも、議会の話しの中には出ていたように記憶しておりますので、そういう方向で私もいろいろ検討してきたことがあるのですが、条件が合わないとかそれでいまだにできていないという状況がありますので、その辺も御承知おきいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 室内ゲートボール場のほうは以上で終わりたいと思います。

次に、ふるさと人材バンクに関してでございますけれども、こういった私の提案に関して、いろいろな活用をされる、期待されているとの答弁をいただきました。

特に少子高齢化や人口減少が進む中で、町民の知恵だとかアイデアはもちろんですが、先ほど話したように美幌町出身の方、あるいはご縁があって出身でなくても美幌町を第二のふるさとのように思っただただいてくださる方というのは、たくさんいると私も思います。そういった方々の力を、こんなときにこそ美幌町のまちづくりのために、積極的に生かしていくべきではないかと思っております。

先ほどの答弁では、どのような方法によってやるかを含めて検討したいということでしたので、できれば専門分野・職業だとか、あるいはその方の連絡先、これは美幌町の町民の方の親戚・縁者で結構いらっしゃるのではないかと思いますので、ぜひどこかの機会で町民の皆さんに、データバンクに登録していただくための情報を提供いただいて、その後に御本人に人材バンクの

趣旨を十分説明をした中で、そういう作業をやっていくべきだと思うのですが、具体的に検討していくということでしたけれども、年内中に、例えば一定のどのような形でやるかについて煮詰めていくとか、そういう時期的なことで踏み込んでお答えをいただけますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 時期については、なかなかちょっと難しく、今明確にお答えすることはできませんけれども、実は美幌町の企業誘致育成推進協力員制度というのがありました。それで19年だと思いましたが、廃止した経過があります。

その後、観光大使という名称でそれに似たような、美幌を元気づけていただくための制度を設けて、現在に至っているわけがありますけれども、外の力を借りて美幌を元気づける、そして発展させると、要するに内発的な発展を目指すというか、外発的な発展を目指すというか、外の力を借りて美幌町を発展させるということについては、若干反省を込めて言うと、ちょっと私も内を向き過ぎたのかなというような思いは持っております。

数年前に、ワタミという会社が峠牧場を引き受けて運営していただいておりますし、指定管理者で峠の湯を共立メンテナンスにやっていただいております、これらも一つには北海道東京事務所の力が大きく効いておりますして、そういった意味で、やはり外からの情報、あるいはそういった外からの力を借りることも非常に重要なことだと反省を込めて、どういったシステムがいいか、ただ元気づくりと言っても抽象的といいますか、具体的に何をやるか、企業誘致のためにやるのか、ただ応援団でいいのかということがありますので、その辺も詰める必要があると思っておりますので、時期については今明確にいつまでというようなことは、ちょっと御勘弁をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） こういう人材バンクではありませんけれども、観光大使なんかはそういう意味ではそれに似たような形で、美幌町のためにいろいろな形でお貸しいただいているということですから、私が今回質問しているのは、企業誘致のためということだけではなく、町が抱えているいろいろな懸案を進めていくために、いろいろな力を貸していただくという意味で、わかりやすいのは企業誘致や移住促進だとか、交流人口ということで書いたのですけれど、その中にはもちろん観光振興などがあってもいいと思います。

ですから、幅広い分野の著名な方の力をお借りするという意味で、私が知っている伊那市、ここはすごく、ふるさと大使・特命大使・公使人材バンクというのがあって、かなり幅広い形でいろいろな分野を登録してやっています。

例えば、うちで言えば、オリンピック選手やパラリンピック選手がうちに来て、いろいろな形で子供たちにお話しをしていたとか、そういう分野での活用も既に美幌町はしておりますから、既にやっている人材も含めて、いろいろな分野の人材を幅広くまず調べてみて、その上で目的を明確にした上で、その方にぜひ美幌町のためにいろいろ力になっていただきたい。こういうバンクができることによって、私はこれからいろいろな懸案を抱えて、いろいろなことを検討していくときに、そういう方々の力がまちづくりに大きく効果があるのではないかと考えておりますけれども、そういう面では既に観光大使などもやっていますので、そういった面から幅広い人材バンクにすべきでないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 幅広いといいますか、そういうことは重要だと思っております。

それで観光大使が、今の制度にやや似ている制度ということで、今行っているのですけれども、この中にはオリンピック選手やワールドカップ選手に入っていますし、また長年にわたってグリーンビレッジを使ってアンサンブルの練習をしている方が、この町を気に入っていただいで、その方に観光大使になっていただくなどもしております。

それで、美幌町出身の方ではかなり有名な方もおりますし、全国的な知名度のある方もおられます。また、美幌に一時期おられて、第二のふるさとだと思っていただいている方もたくさんおります。多分そういうことがふるさと寄附に繋がってきているのだらうと思っておりますし、そういった方があまり重荷にならないようなことで、御協力いただけるような方法も考えてみたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長の答弁のとおり、お願いしたからといってその人が非常に負担に感じるのではなくて、いろいろな自分の経験から、登録された方のご縁でまた違う方に繋いでくれるだとか、そういう二次的な効果も著名な方はいろいろなネットワークを持っていらっしゃるから、「ふるさと美幌のためにちょっと力を貸してよね」というご縁もいただける可能性もありますので、相当数、私の知らない美幌町出身で著名な方が、全国的にたくさん活躍されているのだらうと。東京美幌会やさっぽろ美幌会の会員だけではなくて、もっともっと裾野にたくさん著名な方がいらっしゃると思いますので、その組織とは別に、今後できるだけ早くそういった作業をしていただき、データバンクができ上がれば、ホームページ等で公表しながら、広く町民の皆さんにそういった取り組みを、周知していただきたいなと思って、この部分については終わりたいと思います。

次に三点目でございますけれども、答弁にございましたが、保健推進員の役割の一つの、健康づくりの意識啓発が非常に大事だと考えております。

町はあらゆる機会を捉えて、各種健診の受診勧奨は取り組んでいます。先ほどの大江議員の質問の中でも、いろいろな努力をしても、なかなか受診率が伸びてこない、31%台にようやくのって、そこで頭打ちの状況にあるのではないかと思います。

私はヘルスリーダーとは別に、保健推進員を全自治会に配置して、長い時間をかけて町民の意識啓発を進めるべきだと考えておりますが、答弁ではヘルスリーダーにそういった新たな分担まで持たせると大変だということで、これは私も同感でございます。

別にといい、私の提案についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどの答弁で一つ漏らしておりましたけれども、美幌を応援していただける、元気づける方になっていただいても、今度それを受ける側、我々の意識改革もしっかりしないと、どんどん良い提案が来て、それを真正面から受けとめ、そしてそれをどういう形で具体的なものにしていくかという、そういった意識改革をしっかりしないと、そしてまたそれは、美幌町全体で、町ばかりでなくいろいろな関係機関を含めてやらなければだめだと思っておりますので、その辺ちょっと申し添えさせていただきたいと思っております。

保健推進員の配置でありますけれど、考え方は否定するものでは全くありません。

ただ、ヘルスリーダーと一緒にやってというのは、なかなか難しいと思っておりますので、あとは私どもの健康づくりはどのようにしているかという、保健師中心に健康づくりに当たっております。

保健師も従来と違って、地区担任制というものをやっております、一定の評価もいただ

いておりますので、それとヘルスリーダー、あるいはボランティアの方が外堀をしっかりと固めていただいているということがありますので、つくるとしても屋上屋にならないようなことを考えなければ、組織はつくって大きくなったのはいいのですが、そのことで機能しなくなるということだけは避けたいと思っております。

趣旨はよくは理解しておりますし、必要なことだと思っておりますけれども、今すぐ、直ちにということにも現実問題としてならないのではないかと考えております。

美幌町は健康づくりで、特定健診率がようやく30%台にのってきたというのも、保健師活動の一つの成果だと思っております、その他保健活動も他に誇りうるものがたくさんあると思っております。

例えば、27年度に金額的には100万円で小さな取り組みかもしれませんが、多分当別ではやっていないと思っておりますし、全道的にも初めてだと思っておりますけれど、新たに禁煙サポーターの取り組みや中学生に対するピロリ菌除菌の取り組みなど、いろいろやっていますので、そういった全体的な評価をもう一度していただければ、保健師もなお充実した活動ができるのではないかと考えておりますので、そちらのほうもひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も元その職にありましたので、十分美幌町の担当している職員の皆さんが頑張っている。頑張った結果が今31%と、その間いろいろな努力をしていることは私も評価しております。

議会で視察した石狩当別も、食の方から少し幅を広げて健康づくりにシフトして、長い時間をかけながら人材を育て成果を出してきているということを勉強させていただきました。

やはり今、それぞれ保健師の皆さんが取り組んでいる努力は認めますが、それでは

ヘルスリーダーと保健師の努力だけで、もう少し率が年々上がっていくのかというと、私はそう簡単ではないのではないかと、その根底には健康づくりに対する住民の意識をどうやって変えていくかということが一番大きなところで、そこをヘルスリーダーは、意欲のある町民が手を挙げて、今頑張ってもらって引っ張ってきてきています。

議会が提案したのも、各自治会の中に意欲がある人に手を挙げていただくほかに、いないところは逆に自治会から推薦をいただいて、そういう方に保健師の皆さんと一緒にになりながら、健康づくり、特に各種健診の受診率を高めるために頑張ってもらったということ、長い時間かけて取り組むことによって、私は特定健診だけではなく、各種健診の受診率を高めていく、当別町では特定健診の受診率を各会町内会ごとに棒グラフにして、広報に掲載されていました。そういうことで、低い町内会は少しでもよくしようという努力というか競い合い、そういった部分も出てくると思います。

ヘルスリーダーにその役割を持たすということを私も求めているわけではありませんが、特に私の提案している健康づくりの意識啓発という意味で、健診を受診していただくための勧奨のようなことを地域の方にしっかりと、地区担当の保健師の皆さんが町内会に出向いて、いろいろな話をしながら保健推進員になっていただいた方に、保健師と一緒に個別にやっただく。その活動を5年、10年やっていけば間違いなく、特定健診だけではなくて各種健診の受診率というのは延びていくのではないかと考えておりますけれども、そういった面でいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 特定健診もこの30%というのは、23年からぐんと伸びたというようなことがあります。

一つの要素としては、国保病院からデータをいただけるようになったということでもあります。多分、特定健診の項目と同じようなことをやっても、北見などで受けられると北見医師会とまだそういう協定ができていないので、データとしてもらえない、特定健診と同様なことをやっているけれどもカウントされないというのが現実的にあります。当別はどうやってカウントしているかわかりませんが、当別に聞いても、なかなかお話しいただけない話がたくさんあるのではないかと思います、いずれにしても、健康づくりはこの率に関わらず私は啓蒙・啓発が極めて重要だと思っています。そういった意味で、交通安全に対するものと同じだと思っています。

例えば、食事時に保健師が行って、「その醤油はかけすぎです」「塩分摂りすぎです」ということは土台無理で、交通安全も同じです。助手席に乗って、「はいブレーキです」「アクセルを緩めてください」というのは無理なので、やはり啓蒙・啓発が極めて重要だということ、そして町民の皆さん一人一人が、健康に留意していただくための努力をしていただくということが重要なので、そういった意味からも健康増進の取り組みというのは高く評価しているわけでもあります。

なかなか我が町の、多分女性を想定されていると思いますけれど、我が町の女性も大変お忙しい方が非常に多い。それは何かというと、ボランティア活動含めていろいろな場面で御活躍されているということ、ただ、将来的には考えていかなければいけないのではないかと考えておりますので、必要性は十分感じております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 必要性を感じていただくのは、ありがたいと思うのですが、具体的にそれではその必要性を実現していくために、何をすべきなのかという

ことで、私は保健推進員が必要ではないかということで、今町長と議論しているわけでありませう。

私はぜひ、議会は皆さんの税金を使っていろいろなところを視察したりする機会が与えられていますので、今感じるのは、現場を担当する保健師の皆さんは日常業務で大変忙しいかと思ひます。なかなか実際に取り組んでいる、例えば、当別に出向いて議会で調べた実態がどうなっているのかということについて、出向いて調査をしていただひて、どうすれば美幌町で同じようなことができるのか、そういう勉強をする機会をつくるべきだと思ひます。大事なことは、何事も去年よりことしのほうを良くしたいとか、あるいは少しでも伸ばしたいという目標をそれぞれの職員がしっかり持っていたひて、それを実現するために新しいことに挑戦しなければそれはできないと思ひます。今までやったことの積み重ねでは、結局は現状の率を超えることはできないと思ひますから、そういう意味で前進させるためにぜひ保健師の皆さんに、別に当別に行けという意味ではないのですが、もっと優れた取り組みをしている自治体に出かけて、その辺のヒントをつかんだりする機会をぜひ町長はつくるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そういう機会は非常に重要だと思ひています。

私どもの研修制度の中に、自主的な研修項目を自分でたてて研修に出向くという制度もありますので、保健師もそれを利用して研修に出かけて成果を上げている部分もありますので、なお一層そういったものにはしっかりと取り組むようにしたいと思ひますし、多分保健師もこの放送を聞いていると思ひますので、十分意を伝えたいと、そのように思ひています。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） そういう制度も是非活用して、議会だけではなくて、実際に現場で担当されている職員の方が、先進的な事例をそこの現場に行つて、しっかり自分の目で見つて、それらを応用して美幌町の中でどうできるのか、先ほど申し上げましたとおり、前年よりこれだけ成果が出るといふことが明らかになれば、もっともっと職員の皆さんも意欲的に前向きに取り組んでいただけるのかなと思ひます。

今回のこの保健推進員の質問は、総務文教厚生常任委員会で調査報告した項目でもありますので、しっかり担当グループで御検討いただひて、できるだけ早い時期にこれらに対する取り組み方針を、所管委員会に説明していただけるように期待を述べて質問を終わりたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議会提案の中に、こういった項目も入れていただひて感謝を申し上げたいと思ひます。事務調査に出かけた時には、私どものやっているこの先進的なことも、ぜひ紹介していただければとそのように思ひていますので、どうかよろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私どもが行くときは、事前に資料をいただひたり、担当部局のレクチャーを受けておりますので、進んでいるところは美幌町でこういう取り組みをしているということも、これからも議会の委員会としては、ぜひPRに心掛けたひと思ひています。

終わります。

○議長（大原 昇君） これで、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時40分といたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 質問させていただきます。

公職選挙法改正案が衆議院本会議で可決し、参議院本会議でも可決されれば、18歳、19歳の未成年者が有権者になりますが、その前に投票率の向上対応がなされているか、検証しておかなければならないと思ひ質してまいります。

この中の一点目であります。

町長選挙、町議会選挙について、投票率をどのように受けとめ、分析しているかというのが一点目であります。

二つ目、これも本町のことということで受けとめていただきたいのですが、期日前投票所をふやしてはいかがでしょうかという内容であります。

三つ目、投票に行くという意味で、交通手段に欠けている有権者、高齢者をバスで送迎しては。

この3点について、質問をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（松本光伸君）

吉住議員の質問にお答えいたします。

選挙は、国民が政治に参加する仕組みの根幹をなすもので、その中でも町長・町議会議員選挙は、最も身近で生活に直接かわる大切な選挙と言えます。

御質問の一番目、投票率をどのように受けとめ、分析しているかですが、投票率は、町民の皆さんが投票行動を通して、町政へ参加されたかをはかる数値でもあります。

先の町長・町議会選挙の投票率は73.99%で、平成23年4月の町議会選挙の72.20%に対しては1.79%上昇したものの、平成19年4月の町長・町議会選挙8

1.70%に対しては7.71%低下したところでもあります。

この分析に当たりましては、市街地の第1投票所をサンプルとして、投票率の世代別比較と平成19年の町長・町議会との年代別比較を行っております。

今回の選挙の世代毎の投票率は、60歳の86.09%を最高に、50歳代77.08%、次に70歳代以上、40歳代と続き、30歳代では64.54%、一番低い20歳代は47.37%となっており、20歳代の若年者では町政に関心の少ない人が、半数を超えていることが明らかになっております。

次に、平成19年の町長・町議会選挙との年代別投票率の比較であります。40歳代の減少率が一番大きく△11.95%、次に20歳代の△9.49%、50歳代は△7.19%となっており、平均値の△6.96%を超えております。このことから、政治離れが若年層だけではなく、社会の中心である40歳代、50歳代にも表れているのが実情と言えます。

この状況は、美幌町ばかりではなく全国的な状況と言えるのではないかと考えられます。これらの状況を踏まえ、選挙管理委員会では、選挙時ばかりではなく、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行っていくこととしており、喫緊の課題である18歳以上に選挙権が与えられる平成28年7月の参議院議員選挙への対策を、国に呼応し積極的に取り組むこととしております。

次に、2の期日前投票所をふやしてはについてであります。期日前投票所は、平成15年に不在者投票に比べて手続きが簡素な投票制度として導入されたもので、今回の選挙でも全投票者の26.95%に当たる3,405人の方が御利用されております。

この背景には、平成25年7月に期日前投票所を庁舎別館から議会の下に移したことにより、駐車場の確保やバリアフリー化

が図られ、高齢者や身体に障害をお持ちの方が車椅子のまま投票できる環境となったこと、さらに午前8時30分から午後8時まで投票することができるという便利さが、町民の皆さんに定着してきたことによるものと考えております。

御質問の期日前投票所の増設についてですが、全国的には人が集まる駅やショッピングモールなどで設置している市がございますが、多くは市町村合併を行った自治体が複数の期日前投票所を設置しているものであります。本町の状況を見ますと、駐車場や施設面で現施設並みの期日前投票所を設けることは困難であること、また期日前投票所の設置には、投票管理者・立会人・事務従事者の配置に多くの人員と多額の費用を必要とするなどを考えますと、現在の施設の利用促進を図ることで対応してまいりたいと考えております。

次に三番目、交通手段に欠けている有権者や高齢者をバスで送迎してはありますが、高齢により運転免許証を返納するなどによる交通手段のない方の増加は、選挙ばかりではなく地域社会全体の課題と言えます。

御質問の投票所への無料送迎バスについてですが、十勝管内池田町選挙管理委員会では、投票所の統合に伴い、投票所から遠距離となった地区に送迎バスが運行されています。また、全国的に投票所から遠距離にある中山間地の集落に送迎バスを運行する市町村も報道されております。

池田町のバスの運行に当たっては、投票することの自由を保障するため、事前の乗車確認は行わずに、運行経路、時間の事前周知を行いながら、幹線道路のみの運行を行っているとのことであり、このようなことから、本町で考えますと、投票所から遠距離となる地域をどのように選定するのか、その地域が何路線になるのか、運転することができない高齢者の方が、自力で幹線道路まで出て、バスに乗車することが

できるのかなどを考えますと、実効性の面でも多くの検討課題があります。

このことから、交通手段に欠けている有権者、高齢者のバス送迎に関しては、引き続き研究を要する課題と考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私、今回で6期町会議員ということで、努めさせていただくのでありますけれども、こういう意味の質問というのは私自身初めてであります。

ただ、この6回、私の例をとりましても、いろいろな投票結果を踏まえて、もちろん、大きい要素は投票率が気になったということが、我が身として感ずるところであります。

ちょっと話は前段で長くなると思うのですが、18、19歳、何故ここまで年齢を引き下げてまで投票をさせるのかという素朴な疑問もありますが、大きく言えば、10数年前に国際的な約束事として、選挙権を持たそうということも十分承知しているところであり、そういう中で、衆議院本会議で18歳、19歳、これは質問書を書く段階では参議院を通過していなかったと思っておりますけれども、この間、通過したということで、もう確定したということであり、18歳、19歳を含めた若者を意識されたのでしょうか。

大学に期日前投票所を設置するとか、そういうことも合わせて記事になったのを読ませていただきました。

美幌町の18歳、19歳は、有権者となり、堂々と議員及びその町の首長を選ぶ権利・権限が与えられるのでありますが、でも本来からいったら、もともと20歳以上の有権者に対する投票率という意味合いを込めて、工夫することはできなかったのかという疑問にぶち当たりました。

そういう面で答弁書の中では、データと

しているいろいろな書かれており、政治離れしているという言葉をお使いになっておいでですが、確かにそういう要素はありますが、それ以外にも要素があるのではないかと、私を、私は今回の大きいテーマとしてお聞きしたいところでもあります。

投票率がどうなっているかという意味では、一番低いのは20歳代の47.37%で、答弁書にあるとおりに思っていますし、だから尚更、答弁書をいただいて18、19歳にしっかりした対応も含めた形で考えていかなければいけないというのが、私の次の期日前投票所をふやしてはということでもあります。

先ほども大学そのものに期日前投票所、それは大都会のなせる技だと思っていますが、美幌町において本当にできないのか。

私のイメージを先に言わせていただきますが、例えば答弁のとおり、この議事堂の下に期日前投票所が開設されております。ここであれば、経済部の下よりも投票率が上がったという利便性をしっかりうたわれていることでもあります。利便性がよければ投票率が上がるというのであれば、選管として努力できるものは努力されてはいかがでしょうかという趣旨で、一つ提案型で申し訳ないのですが、建物という意味の期日前投票所ということばかりではなくて、例えば、トレーラーハウスに期日前投票所をつくって、美園自治会は何月何日の9時から12時まで、美園自治会その近辺もあるでしょう。その地域における有権者は、少なからずその時間帯投票ができますよと。その時間が過ぎたら、今度は鳥里に引っ張って行って、鳥里自治会は何月何日の昼から夕方までということを考えていった場合、有効な手段ではないかと思うところなのです。

それからもう一つ。私は4月6日生まれで、高校3年生になったときに18歳になっていました。美幌町ばかりでない話だと思いのですが、高校生という立場、学校に

通っています。学業を職業と言ったら変なのですが、そういう区別ではなくて、18歳以上であれば当然投票できることになっているのであれば、都会のような発想で、例えば美幌高校にトレーラーハウスごと持って行って、昼休みの時間、何月何日の金曜日の昼休みに投票をしていただく、もちろん中には、そういう利便性を持ったとしても投票なさるかなさらないかは、投票の自由があるわけですけれども、国を挙げて18歳、19歳までにしようという努力を見た場合に、美幌町でもできるのではないかと、一方的に申し上げたくて今回、質問という形をとらせていただいています。

関連しておりますので、三番目も続けさせていただきますが、ここだけの話ですけれども、私の後援会会員の方が、来いと言うものですから、行ってきました。一生懸命向こうが謝るのです。「吉住さん。私はあなたの後援会会員だけど、あなたに一票入れられない。」と。私嫌われましたかねと言ったら、「いやいや、違う。あなたに一票入れるために、私の住んでいる家から投票所まで、ハイヤー賃で千何百円かかる。往復すると、二千何がしかかかるので、年金暮らしだから二千幾らであなたに一票という思いはあるけれど、ごめんなさい。入れられない。」と。

本人は、入れたくてもそういう事情で入れられないから、ごめんなさいという気持ちを伝えたくて、私を呼んでくれたのです。その言葉自体は、ありがたい言葉だったと思っていますところですが、投票に行けない理由というのは、投票所に行くにしても、遠すぎて行けないという話でした、

ですから、政治離ればかりではなくて、投票所に行くに当たっても、その環境が不便ということも手伝って、投票率に影響があるのかなとこんな思いであります。

ところで、事務局長にもお聞きしたいの

ですが、総務省の規定、投票所は何キロメートル以内に1カ所確保しなさいという規定があると思いますが、規定があっても例えば、本町が2キロメートル以内に投票所をつくってはだめだという、ルール上の違反行為というのがあるのかないのかも合わせて、興味がありますので、そのことから御答弁願いたいと思いますが、委員長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（松本光伸君）

総務省通達については心得ていますが、当選管としても人口比率、面積比率等についての考え方から、どうしても投票所の閉鎖等を行ってきた経緯がございます。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小西 守君）

吉住議員のご質問に、補足説明させていただきます。

まず、総務省の通達では、投票区を設けるに当たって、増設に当たっての基準としまして、遠距離地区の解消がうたわれており、住所地から投票所まで3キロメートル以内を一応の基準として、それを超える場合に投票所の増設ということをやっております。

これは、昭和44年に、当時自治省から通知されたもので、その後、時代の流れの中で、ご承知のとおり全国的にその通達があります。それは、投票区の人口、有権者数の問題もありまして、そういう大きくは流れにあります。この通知文書が現在も生きています。

それと美幌町において、それを超えている所があるのかという御質問がございました。今お話しましたとおり、3キロメートルといいますと町の中では、大体の所がその中に入りますが、一部郊外にあるところについては、この3キロメートルを超えて

いるところもあるというのが実態でございます。また、農村地区につきましても、御承知のとおり統合されている箇所がございます。上美幌地区は平成19年、また23年に行っておりますが、こちらについては距離を超えている所があるというのも事実でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私の聞き方がちょっとまずかったですね。

一つの基準があったとして、3キロメートル、私の記憶と一致しておりますが、仮に2キロメートルにつくった場合に罰則規定があるのかという趣旨で、もう一度確認させてください。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小西 守君）

この自治省の通知では、先ほど申し上げませんでした。その基準として一つの投票区、3,000人を一つの基準にし、3,000人を超える所については、3キロメートル以内であってもつくっていくということでございます。

いずれにしましても、総合的にその地域性を考えながら投票所をつくっていくことが基本でございますので、つくることでの罰則の規定はありません。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 法律って案外冷たいところがあるなと思うのです。

今まさしく、事務局長がおっしゃられるように、有権者3,000人を一つの――短絡的にいうと、私の記憶では美幌町の有権者は1万8,000人ぐらいだと思っております。もしそういう縛りが、実際はそうではないですが、極端に言えば、6箇所か

7箇所あれば足りるということになってしましますので、それでも6箇所どころか、現実にはたくさんあると思っています。ありがたいなと思っていると同じように、そういう基準は人口密度の高い所はそれなりに機能していると思いますが、人口密度のない所、半径3キロメートル、往復したら6キロメートルです。

実は私、健康づくりのためにしゃきっとプラザを利用させていただき、マシンを使って歩かせていただいていますけれど、男の私で1時間ぶっ通しに歩いたとしてもおおよそ4.5キロメートルがやっとです。年配の人が、6キロメートル歩くとすれば、私の細かいデータは別として、一般論として、人の歩く速さは時速約4キロメートルを基準としたら、行って帰ってくるだけで1時間半、なかなか大変なことだと思います。

例えば、これは選管との議論ではありませんが、似たような話で買い物弱者。

家からスーパーまで遠すぎる。これは生きていくため食べ物を確保するために、どうにもならない切実な話だと思っていますが、私は美幌町を例にとれば、4年に1回の選挙戦であります。国政選挙や北海道という道選管の話はちょっと置かせていただければ、先ほど申したように、まず交通手段に欠けている人、単純に言うと、これは政治離れではなくて、投票所に行ける環境が整っていないという私の解釈なのです。

先ほどの答弁の話に戻りますが、罰則規定はないと私は受けとめたものですから、そうであれば美幌流な考え方、一例として、これは議論になるかならないか、今後皆さんが考えてくれるかということ期待してお話し申し上げることですけれど、先ほど言ったようにトレーラーハウス、例えば、一人一人の足の便が確保できない、バスでお迎えという言葉は私は使わせていただいています、一つの自治会を単位に、

トレーラーハウスを水曜日のお昼から3時まで、その有権者は期日前投票できます。移動時間がありますから、例えば4時から8時まで、先ほど言った例ですが、期日前投票所というのは、私の発想は固定した場所というばかりではなくて、相手が来れないならこちらから寄っていく方法だってあるのではないかと。私の住んでいる所も、飲み屋街からかなり離れており、意欲のあるうちは歩いて来れますが、思いが薄いとき、わざわざ歩いて来れるかといったら、そっちのほうが大変で、主目的よりはこっちのことで諦めることがあるのです。

私は、ほかの一般質問を通して、例えば、美幌町でこういう制度をしたら、行政側は「いや、まず国が先でしょう」と、もちろんそういうこともあるかもしれませんが、こういうことを私は思い出すのです。

選挙そのものではありませんけれども、奈井江町の北町長時代に、厚生省がその町がやっていることを視察に来て、これはいいことだと、国として制度をつくって、全国的に広めようというアクションだつて、私はできる行為だと思うのです。これがなければできないとか、今、金銭的なことはちょっと度外視させていただきますが、まず発想があつていいのではないかと思うところです。

これは一方的な話であります。今、委員長さんの顔を見たら困惑しているところがありますし、即答できる話ではないと思いますので、一方的な質問で申し訳ないが、好き勝手なことというよりも、思いを述べさせていただいたということで、これで終わりますが、それに向けて、委員長から再度議論に値するかしないかぐらいは、お答え願って、一般質問を止めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小西 守君） 私の方から実務的なものを、先にお答え

させていただきたいと思います。

期日前投票につきましては、吉住議員が言われたとおり、2カ所以上設けることができます。その1箇所については、今ここで行っていますとおり、午前8時半から午後8時までということで、固定した場所で固定した期間、告示日の次の日から投票日の前日までと、1カ所はこの時間は規定されています。

もう1カ所については、事前の届け出をしながら自由度があります。そういう中では、先ほどおっしゃられていましたトレーラーハウスというような対応もあるかとは思いますが。

期日前投票を行う場合は、お金と人の問題を別に考えた場合、大きな課題となってきます。というのは、選挙人名簿は一つでございます。これは簿冊として持つ方法と電子的に持つ方法があります。

期日前投票を設ける場合、通常の場合はオンラインの中で相互に投票したことが分かる環境をつくっておく必要があり、となりますと、先ほど言われましたトレーラーハウスのような場合、その方法としては、投票所と選管事務所を電話連絡で結び、その方が選挙をし終わっているかどうかを確認し、そして選挙し終わった後に、し終わったことを報告し、消し込みをしていくということで、二重投票の防止をすることが求められてきます。それらの課題をどのように解決できるかということが、一つの課題でないかと思えます。

実務的な問題につきまして、私のほうからお答えさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（松本光伸君）

吉住議員のご指摘のとおり、今後とも、私たち選挙管理委員会は若者から高齢者まで、投票率の向上を図るために、日々研究

していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 委員長の言葉、そのとおり、むしろありがたく受け賜っておきます。

事務局に覚えておいてもらいたいのですが、話は全然違いますけれど、例えば、昨日戸澤議員が文明の利器、グリッドについて。例は違いますけれども、文明の利器という言葉は余り使いたくないのですが、そういう通信システムでしっかり掌握できれば、昔のように、ましてこういう電話で連絡はとらない、今、携帯だって各自が持っている、瞬時に皆さんにそれだけ電波が飛んでいる世界でもあります。秘密を守るとかセキュリティーの問題もあろうと思いますが、その辺も、面倒くさいからということではなくて、なぜ国が18歳から認めて、政治の世界に関心を持っていただき、自分たちの意見を反映していただきたいという趣旨で、年齢も国際的な約束も含めてやってきた趣旨を、今回は町議選・町長選を含めて、わかりやすいから言ってきましたが、これも含めて国政選挙だって関係することだと思えます。

それからもう一点。先ほどの話と全く同じでありますけれども、美幌のやり方を逆に国に採用させることだって、やることによって認知されることだって私は、十分あると思います。国が示したことだけをやるのではなくて、違反行為でなければ、罰則規定がないのであれば、3キロメートルを2キロメートルに縮める、1.5キロメートルに縮める、移動式が認められるのであれば、期日前投票所をやってみるとか、そういう意味でやってみる値はあるのではないかと。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、10番吉

住博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は15時30分といたします。

午後3時18分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 高橋です。初めての質問をさせていただきます。

新規企業立ち上げ及び新規事業への参入者への支援体制強化についてということで、今回はどう思いますか、この問題をずっと続けていこうと思っておりますので、この一点のみで今回、質問させていただきます。

他町村においても、既存の誘致されている企業の相次ぐ縮小・撤退が告げられている昨今、美幌町も例外ではございません。

しかし、働く世代の町外流出防止、人口減少の歯どめとして新規企業育成、企業誘致等の対策を強化しなければなりません。

町長のこれからの考えをお聞きしたいと思います。

①新規企業意欲者への公的支援の強化を考えておられるか。

②企業誘致活動の町としての今後の考え方。

③既存企業への新規事業開発支援対策があるのか。

以上、この点をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 高橋議員の質問に、お答えを申し上げたいと思います。

企業育成について。新規企業立ち上げ及び新事業への参入者への支援体制強化についてであります。一点目の、新規企業意欲者へ公的支援の強化の考えはあるのかについてであります。本町におきまして

は、平成27年度から中心市街地を初めとした地域の活性化及び雇用の創出を図ることを目的に、起業家支援補助金制度を創設し、意欲のある起業家に対し必要な資金の一部を補助しております。

この制度は補助率3分の2で、限度額を200万円としており、近隣の自治体と比べ優位で利用しやすい制度であると認識しております。制度の創設が今年度ということもあり、実施して間もないことから、現段階においては支援の強化については考えておりませんが、今後におきましても、時代に即した、ニーズに応えられる制度のあり方について検討してまいりたいと思っております。

二点目の企業誘致活動の町としての今後の考え方についてであります。企業を誘致することは、雇用の場が確保され、人口減少対策に効果的であると考えておりますが、経済的及び社会情勢などにより地方への企業進出は伸び悩んでいる状況であると言われております。

本町におきましては、美幌・大空・津別地域産業活性化協議会において企業誘致に関する情報交換などを行い、企業誘致を推進しているところであり、地方創生を推進する上からも企業誘致は欠かせない取り組みであると認識しております。

今後も同活性化協議会をはじめ、北海道東京事務所などの関係機関及び団体からの情報収集に努め、災害のリスクの低さ、交通アクセスの利便性など、本町の特性を全面的にPRした企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

三点目の既存企業への新規事業開発支援対策があるのかについてであります。本町におきましては、企業の自主的な努力を助長し、経営者及び従業員の経済的地位向上を図るため必要な助成、融資及び指導を行い、中小企業の育成振興を図ることを目的とした美幌町中小企業条例及び同条例施行規則に基づき、中小企業の振興を図って

いるところであります。

お尋ねの新規事業の開発に対する支援につきましては、美幌町中小企業振興資金融資制度による融資の貸付及び利子・保証料の補給を行っております。また、新たな事業分野への進出の一助となるよう、美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会において、新分野進出・経営多角化セミナーを開催しているところでもあります。

今後におきましても、国や道などにおける新分野進出などの新規事業開発支援に関する情報収集に努めるとともに、調査・研究を行い、既存企業の育成及び通年雇用化による雇用の創出などにつなげてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 今、町長の言われたことを十分に理解した上で、それでも新しく企業を立ち上げる意欲のある人、これは我が町の雇用確保、また人口流出・減少防止の大事な財産と考えれば、本人の努力はもちろんですが、行政の手厚い支援も必要かと思っております。

意欲はあるが資金が少ない、でも何とか企業を立ち上げてこの町で仕事をしたいといった場合には、美幌町の補助制度のお話もありました。そこで、今は6次産業化に関しての助成金も多々あるように見られますように、国などの各省庁がいろいろな支援制度資金を設けております。この資金を町も率先して積極的に活用を促し、また研究もしていただきながら立ち上げに協力するということが大事と考えます。

都会などからのUターン・Iターンなどで我が町に住んでもらうにしても、現在の企業で正規雇用の余力があればいいのですが、現在ほどこの町でも同じようなことだと思えますけれども、残念ながらそう

いうことになっていないことが現実だと思えます。

そこで、我が町ではこの助成制度があり、行政も町内企業も町ぐるみで協力しましょうよという意欲・意気込みを発信することが大事と考えますが、その辺のところの御見解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員がおっしゃるように、反省を込めて言えば、上杉議員の答弁でもちょっと言わせていただきましたけれども、やはりちょっと手薄な部分があったのではないかと、外の力を借りるということを含めて手薄であったなということ、そういった反省も込めて今回起業家支援という制度、システムをつくらせていただきました。

それ以前は中小企業振興条例に基づいて、融資制度であるとか、あるいは融資に基づく保証料であるとか、利子の補給というようなこともやってきましたけれども、具体的に直接的に融資以外の助成をすることで、今回制度的にスタートをさせていただきました。

大変好評でこの後、審議していただくようになると思いますが、追加補正の要望を出させていただいております。いずれにしろ、考え方は一緒で、同じだと思います。立ち上げに当たって資金が足りないというのは十分わかっておりますので、この制度はそういったことも含めて制度的にスタートさせておりますので、この後どうするかについては一定の年数が過ぎれば見直しであるとか、他の策も含めて考えていかなければいけないという状況が出てくると思いますので、しっかりと対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） ありがとうございます。私の周りにも、現在、美幌町で一生懸命頑張っている企業のこれからの担い手

の人たち、2代目、3代目も含めましてですけれど、こういう支援策といいますか、それを、気軽にと言えばおかしいのですけれど、使えるような行政側の雰囲気もつくってほしいのです。ただありますでは、なかなか使いづらいものです。国の助成・補助金にしても、ネットで調べるとたくさん出てきます。使ってくださいではなく、ありますよです。欲しければこいというような話です。いろいろな省エネに関する補助金も、たくさん各企業からお願いされて携わってきました。でも、内容はそういうことが多いように見受けられます。であれば、国の資金も、その企業をやろうという若い人と一緒になって、行政もバックアップしてあげるといえるか、研究して一緒に手を取ってやっていただきたいという思いがありますので、改めて決意をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 今年度より起業家支援の補助金制度を創設させていただきまして、今まで2件の方が既に業をなされております。その中でも、さまざまな相談を受けまして、行政としてきちんとお話できるものはお話をさせていただいて、協力できるものは協力をさせていただきながら、2件の方については町内で業を起こされたということで、できる部分については全て相談に乗った中で対応させていただいております。

以降につきましても、そういった形で意欲のある方については、今回初期投資を支援するということを含めて200万円の限度額で、制度創設をさせていただきましたので、あらゆる意味で、相談に来やすい体制もつくっていきたくて思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 最後に企業誘致に関してですが、先ほど答弁にもありました

が、どこの町でも大変苦勞しているということは十分理解しております。

なぜこの質問をしたかという、つい最近私もとお取引いただいていました町内の東京本社の事業所の移転話のときに、町で提示した移転場所は工業用地とは言いながら、まだ農作物が植えられており、収穫が終わったら、造成して使用してくださいとのことでありました。そこで、私に苦情を言われました。その時の話では、近隣の町の担当部課長さんが、直接来社してぜひ我が町への移転をお願いしますという誘致活動を受けているという話でありました。そこで、私はもう一度美幌町と相談して、ほかの町へ移転することは考えないでくださいとお願いした経験があります。

企業誘致は困難であることは、十分わかります。どこの町でも、同じ環境であります。であれば、なおさら、町内企業とも密なる連携をとって、この町に来ればスムーズに操業ができますよというような制度も含めて、その企業誘致に一番大事な見える形を、この町の意欲を示すということが大事なことだと思っております。

企業誘致に関しては、各企業さんはその町の意欲と申しますか、その住民の意欲というものを大変大事に見ているということをお聞かしておりますので、その辺の対応も改めてお聞きして最後といたします。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 企業誘致については、今の経済状況の中では大変厳しい状況にあるという認識をしております。そんな中で、例えばワタミファームであるとかマルワ油脂が移転改築するだとか、そういった動きもあります。一方で、美幌町に来ていただいた企業が、残念ながら撤退するというようなことも現実的に起きているわけがあります。

多分今の話は、東京電波の話だろうと思ひます。違ひていれば言ひていただければ

と思いますけれども、平成元年だったと思いますけれども、美幌に来られた経過は十分承知していない部分がありますので、何とも言えないところではありますが、いずれにしろ、東京電波は美幌に平成元年に来ていただいて、そして北見・大空にあって、まず大空が閉鎖され、その後一昨年ですか、北見をやめて美幌一本にして、そして今回こういう結果になったということで、誠に残念な結果であります。私も本社にお伺いし、水晶体自体が外国製品との闘いの中で、大変厳しい状況であるというなお話を聞いております。

いずれにしろ、この町に来ていただいた企業をしっかりと守るということは、我々に課せられた役目だと思っています。それでどういう形をとって守っていくかということでもあります。なかなかこれも難しいのでありますが、ただ情報交換だけは常にやる体制を整えておかなければ、物も言えない状況になると、そしていきなり状況が悪くなったので撤退するというのではなくて、日常的に情報交換をするということも含めて、今後は対応をしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 私が申し上げたのは、残念ながら東京電波ではございませんけれども、理解はしております。

ただ、連絡を密にとということに関しては、本当に東京周辺の事業所、本社であれば、そこの本部に、営業員ではございませんけれども、部課長でも誰でも僕はいいと思っております。そういう連絡を密にとつて、町の営業マンとして、この町のアピールをし、なるべくこの町から出て行かないでくださいと、逆にもっと工場をふやしてくださいという営業を、ぜひしていただきたいということをお願いして、終わりとします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は上京した折に、極力、北海道東京事務所に立ち寄るようにはしております。それで、今官公庁とのやりとりも、メールのやりとりが非常に多いので、日常的な接点が部課長含めて余りないということで、これではなかなか情報収集もできない、本社などの情報収集もできないということで、たしか3年前ぐらい前から部長に特別旅費を計上させていただいて、私一人でいろいろな所に行ければいいのですけれども、なかなかそういう状況にもないということで、部局長を通じて、情報収集にもしっかりと当たっていききたいと、そのように考えております。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） これで本当に最後です。営業に関しては、ここに14人いらっしゃる議員も含めて、営業員として活用していただければありがたいと思います。

以上、終わります。

○議長（大原 昇君） これで、1番高橋秀明さんの一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労様でした。

午後 3時53分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員